

農林水産委員會議録 第十五号

昭和三十一年三月六日(火曜日)

午前十一時十七分開議

出席委員

委員長 村松 久義君

理事 吉川 久衛君 理事 白濱 仁吉君

理事 助川 良平君 理事 山口長治郎君

理事 中村 時雄君 理事 芳賀 貢君

理事 足立 篤郎君 理事 安藤 覺君

理事 五十嵐吉藏君 理事 石坂 繁君

理事 大野 市郎君 理事 大森 玉木君

理事 加藤常太郎君 理事 川村善八郎君

理事 小枝 一雄君 理事 鈴木 善幸君

理事 中馬 辰猪君 理事 綱島 正興君

理事 原 捨思君 理事 本名 武君

理事 松浦 東介君 理事 松野 頼三君

理事 赤路 友藏君 理事 淡谷 悠藏君

理事 伊瀬幸太郎君 理事 井谷 正吉君

理事 稻富 稔人君 理事 小川 豊明君

理事 川俣 清音君 理事 神田 大作君

理事 日野 吉夫君

出席政府委員

農林政務次官 大石 武一君

農林事務官 安田善一郎君

(農林經濟局長) 小倉 武一君

(農林事務官) 渡部 伍良君

(農地局長) 立川 宗保君

(農林事務官) 神尾 正夫君

(農林事務官) 岩隈 博君

農林事務官(農地局管理部長)

農林事務官(畜産局畜産課長)

專門員 岩隈 博君

三月一日

委員福井順一君辞任につき、その補

欠として赤澤正道君が議長の指名で委員に選任された。

同月三日

委員大森玉木君辞任につき、その補

欠として野田武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同月五日

委員中馬辰猪君及び野田武夫君辞任につき、その補欠として久野忠治君及び大森玉木君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員久野忠治君辞任につき、その補欠として中馬辰猪君が議長の指名で委員に選任された。

同月六日

委員伊瀬幸太郎君及び田中幾三郎君辞任につき、その補欠として高津正道君及び川俣清音君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員高津正道君委員辞任につき、その補欠として伊瀬幸太郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月一日

漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)(予)

同月二日

急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(綱島正興君外四十名提出、衆法第九号)(予)

家畜取引法案(内閣提出第九二号)(予)

同月一日

新農業団体の設置反対に関する請願(橋本登美三郎君外一名紹介)(第一〇五九号)

同(橋本登美三郎君外一名紹介)(第一〇六〇号)

同(三木武夫君外四名紹介)(第一〇八四号)

同(熊谷憲一君外一名紹介)(第一〇八五号)

同(山崎巖君紹介)(第一〇八六号)

同(石田宥全君紹介)(第一二二三号)

同(稲富稔人君紹介)(第一二三四号)

同(田中給男君紹介)(第一二三五号)

同(農産物価格安定法の一部改正に関する請願(島村一郎君紹介)(第一〇八七号)

同(石田宥全君紹介)(第一二三七号)

同(東北地方の漁港修築工事に対する国庫負担率引上げ等の請願(愛知揆一君紹介)(第一〇八八号)

同(田中利勝君紹介)(第一二三八号)

同(漁族保護のため水質汚濁防止に関する請願(森清君紹介)(第一二三九号)

の審査を本委員会に付託された。

同月二日

米穀の統制撤廃反対に関する陳情書(鳥取県八頭郡上私郡村議會議長岸田宗一)(第二二〇号)

伝食研究所設置に関する陳情書外二件(留萌市旭町一丁目北海道農共連留萌支部部長山本正敏外二名)(第二二〇号)

同(秋田市市形山崎町秋田県家畜商組合連合会副会長長島山作右エ門外四名)(第二三四号)

同(旭川市宮下通り八丁目上川生産農業共同組合連合会長長秋山孝太郎外一名)(第二五八号)

農産物価格安定法の一部改正に関する陳情書(大分市浜町千十番地大分県菓子協同組合理事長長富田武)(第二二三号)

三陸沖暴風浪高潮による農水産業等の被害対策確立に関する陳情書(宮城県町村議會議長長谷野幸吉)(第二二七号)

新農業団体の設置反対に関する陳情書(石川県鳳凰至柳田村農業協同組合理事長深見重松)(第二三八号)

未年開農家の保有米引上げに関する陳情書(福井県議會議長寺田常吉)(第二三九号)

急傾斜地帯農業振興臨時措置法の有効期限延長に関する陳情書外二件(愛媛県温泉郡西中島村長田中忠則外三名)(第二四〇号)

同(愛媛県北宇和郡津島町長藤堂満義外一名)(第二五九号)

配給辞退による米穀販売業者の救済に関する陳情書(津山市船頭町美作食糧卸協同組合理事長市場己之助外百六十二名)(第二四一号)

農業災害補償制度改正に関する陳情書(佐賀市赤松町佐賀県農業共済組合連合会長石橋忠義)(第二六〇号)

町村合併に伴う農協統合促進に関する陳情書(広島県議會議長林与一郎外四名)(第二六九号)

離島における国庫補助林道の採択基準緩和に関する陳情書(長崎県知事西岡竹次郎)(第二八二号)

代行干拓事業促進に関する陳情書(長崎県知事西岡竹次郎)(第二八三号)

まき網漁業の大海区制実施に関する陳情書(長崎県知事西岡竹次郎)(第二八四号)

離島の造林事業に対する国庫補助率引上げの陳情書(長崎県知事西岡竹次郎)(第二八六号)

長崎県の漁港整備促進に関する陳情書(長崎県知事西岡竹次郎)(第二八七号)

漁港整備促進に関する陳情書(福岡県庁水産部施設課内九州山口地区漁港振興会田村延一)(第二八八号)

新漁場開発に関する陳情書(長崎県知事西岡竹次郎)(第二八九号)

蚕業技術員の身分法制定に関する陳情書(広島県議會議長林與一郎外四名)(第二九一号)

彼杵半島の開発促進に関する陳情書(長崎県知事西岡竹次郎)(第二九二号)

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正に関する陳情書(青森県議會議長大島勇太郎)(第三三〇号)

漁船損害補償法の一部改正に関する陳情書（東京都港区芝田村町三丁目四番地漁船保険中央会長秋山俊一郎）（第三二二号）

農業共済団体事業に関する陳情書（鹿児島市永田町三十四番地鹿児島県農業共済団体職員会長中山忠雄）（第三二三号）

西除川の地すべり防止工事促進に関する陳情書（大阪府南河内郡狹山町長江惣作外一名）（第三三一号）を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

開拓融資保証法の一部を改正する法律案（内閣提出第一二二号）

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出第一二二号）

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案（内閣提出第三〇号）

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第三三三号）

急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案（網島正興君外四十名提出、衆法第九号）

○村松委員長 これより会議を開きます。

去る三月五月付託になりました網島正興君外四十名提出、急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査に入ります。まず本案の趣旨について提案者の説明を求めます。網島正興君。

急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案
急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律

急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約十億円の見込である。ただし、五箇年間に要する経費としては、五十億円の見込である。

○網島委員 たいだいま議題となりました網島正興外四十名提出、急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案に關して提案の理由を御説明申し上げたい。

この法律で急傾斜地帯とは、土地の傾斜度が十五度を越え、土壌の侵食度が二五%を越えるもので、それぞれその旨を政令で定めた基準以上のものがあり、かつ過重なる努力を必要とする農地が郡面積の三分の二以上集团的に存在する地帯を指しているのをごい

ますが、この地帯は西日本、中部日本にわたる約三十四万六千丁歩の耕地と、約六万一千丁歩の樹園地を包含し、約九十二万四千丁歩の農家が、これら急傾斜地帯によってきわめて劣悪な条件のもとに、今日まで平坦地農業に伍して食糧その他の農産物の生産に貢

献して参っているのをごいします。従いましてこの地帯における農業生産の基礎条件をすみやかに、かつ総合的に整備いたし、その生産力を高め、食糧増

産をはかりますことは、ただにこの地帯の農業経済の安定と農民生活の改善となるばかりでなく、国民経済の発展に寄与するところきわめて大であります。昭和二十七年四月本法の制定を見たのは以上の次第でございます。

さて本法による農業振興計画は、各種の事項を内容としておるのであります。これが実施に当りましては、特に急傾斜地帯農業の特異性にかんがみ、過重労働の軽減ないしは平均化と、農地保全等土地改良事業にその重点を指向し、極力関係事業の促進をいたし、この地帯の農家の要望にこたえて参ったのであります。しかしながら過去四十年の実績を見ますに、土地改良は、団体管理排水事業におきまして予定せられました二万五千五百丁歩のうちわずか三千六百丁歩、耕地整備事業のうち、農道につきましては予定せられました三千三百丁歩のうちわずか約七百丁歩、農道におきましては八百四十丁歩のうち四百三十丁歩、農地保全事業におきまして九万六千丁歩のうちわずか五千六百丁歩の改良をしたにとどまっております。

なかんずく、農道と農道において相当の成績をあげて参りましたものの、全体の進捗度は計画に対し約二割強にすぎないのであります。耕種改善、養蚕、養蠶、その他農畜産物の共同加工並びに処理施設等経営改善諸事業を初め、今後なすべき多くの事業が残されておるのであります。

申すまでもなく、経済自立の達成上、食糧自給度の向上は現下絶対の要務であり、急傾斜地帯の農業経営の改善と農業生産力の増強は、わが国農業の特質から見ましてもますます緊要度を加えておりますとともに、この地帯に立地する農家の経済生活の向上をはかります上におきましても、無視するを得ないところであると確信いたします。

このような理由によりまして、本法の有効期限をさらに五十年延長いたしまして、各般の関係事業を鋭意促進し、本法制定の目的を達成するようにいたしたいと存じ、本案を提出した次第でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○村松委員長 たいだいまの説明に對する質疑はあと回しとして、大體午後からいたしたいと思ひます。

○村松委員長 次に開拓融資保証法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。

本案につきましてはすでに質疑を終了いたしておりますので、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

○村松委員長 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。

○村松委員長 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。

○村松委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なおこの際、小川豊明君より本案について附帯決議を付したいとの申し出がありますので、これを許します。小川豊明君。

○小川（豊）委員 たいだいま起立総員をもって可決されました開拓融資保証法の一部を改正する法律案に對し、ま

て、この開拓融資保証法の運用をさらに適正ならしめるために、各党を代表して左の附帯決議を付したいと思ひております。

まず案文を朗讀いたします。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、開拓融資保証制度がその充分なる機能を發揮し、もつて開拓者に対する短期農業資金の確保に遺憾なきを期せしめるため、今後中央開拓融資保証協会に對する政府出資金の増大に努めるとともに、政府出資金と地方開拓融資保証協会に對する都道府県出資金及び會員出資金とが、總体として適正なる均衡状態を維持するよう、行政上万全の措置を講ずべきである。

以上が案文であります。開拓融資保証法は、開拓者の困難な農業を助長育成する目的をもつて、昭和二十五年開拓信用基金協会が設立され、これによつて開拓者の資金融通の道をわかつて参つたのであります。この制度は昭和二十八年七月開拓融資保証法に改められて今日に至つております。ところがこの融資保証法による資金は、開拓者及び都道府県二に對して政府二の割合によつて調達されておるのであります。昭和三十年十二月末現在の中央と地方の基金負担の割合は、中央基金が二億九千五百六十万円に對し地方基金は三億三千七百万円、中央基金が四千二百万円ほど不足しておるのが現状でありますので、不足を充足しようとするのが本改正案であります。この五千万円が追加実施される昭和三十一年七月には地方基金は三億六千万円程度

にさらに上昇いたしましたして、中央基金は年度内においてまた一億四千四百万円程度不足を来し、せつかくの法の趣旨が執行面において停滞をいたします。かかることのないよう、基金が絶えず均衡状態を維持せしめる必要は論をまたないのであります。本附帯決議案は以上の趣旨に基く当然の措置でありますので、何とぞ御賛成のほどをお願い申し上げます。

○村松委員長 本案に附帯決議を付するに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村松委員長 御異議なしと認めまして、小川君提出の附帯決議を付することに決しました。

なおこの際政府の発言があります。大石政務次官。

○大石(武)政府委員 ただいまはこの法律案を御可決いただきまして、まことにありがとうございます。なおこの決議案につきましてはまことにごもっともでございますので、この趣旨を十分に尊重いたしまして、これを實現するように一生懸命努力いたす所存でございます。

○村松委員長 なお本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任をいたさると思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○村松委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○村松委員長 次に農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。質疑はございませんか。——なければこれにて質疑は終了いたしました。

次に討論に入りますが、討論の通告もございませんので、これを省略し、ただちに採決いたしたいと存じます。が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○村松委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔総員起立〕

○村松委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお井谷正吉君より本案に対して附帯決議を付したいとの申し出があります。この際これを許します。井谷正吉君。

○井谷委員 本案につきまして左の附帯決議をつけたいと思ひます。
案文を朗読いたします。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

農林漁業の生産力を維持増進するための公庫資金は、長期且つ低利であるべきであるから、政府は今後、十分なる原資の確保に努めることは勿論であるが、これが資金構成についても、出資金と借入金との比率を是正し、もって公庫業務の円滑なる遂行にいかんなきを期すべきである。

尚公庫の貸付業務の実施に当たっては、農林漁業者の実態に即応し極力手続の簡素化に努むべきである。

右決議する。

以上でございます。何とぞ皆様の御賛同をお願いいたします。

○村松委員長 お諮りいたします。ただいまの附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○村松委員長 御異議なしと認め、附帯決議を付するに決しました。

なお本案の委員長報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○村松委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

この際政府の発言を求めます。
○大石(武)政府委員 ただいまの御決議の趣旨を十分に尊重いたしまして、その実現に努力をいたす所存でございます。

○村松委員長 次に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。質疑を続行いたします。芳賀委員。

○芳賀委員 前回の質疑に続きまして、家畜伝染病のうち一番被害の大きいのは何としても馬の伝染性貧血症です。これは最近におきましても一年間に約八千頭の伝染性貧血症をやっておるわけです。これに対する国の殺処分手当の支出等も相当膨大な額に上っているわけです。それで政府といたしましては、この馬の伝染性貧血症に対して、現在どのような施策を講じておられるか。その内容について、ある程度具体的な説明をお願いしたいと思います。

○大石(武)政府委員 ただいまの御質問は非常に技術的な問題でございますので、政府委員より答弁いたさせます。

○渡部(伍)政府委員 お話の通り伝染性貧血症は、ただいままでのところ獣医学界においても処置の困ったものであります。

て、最初軍馬について、日露戦争後の明治四十二年から初めて臨時馬疫調査委員会というものを作ってやってきておるのです。それ以来研究をしてきておるのでありますが、まだ対症療法が発見されないで、殺処分ということにしておるのでございます。しかし、人畜の医学が進歩するとともに機械類の進歩もありましたので、相当研究が進んで参りまして、病原体がウィルスであるということがわかってきておるのであります。これに対する対症療法を今研究しようとしておるのであります。農林省といたしましては、昭和三十一年度から衛生試験所の中に伝染部を置きまして、約二千万円近くの費用をもって対処しております。しかし、はつきり予防とかあるいは病気を治療する薬の発見できるまでは、この病気が非常に伝染性があり、かつた馬が使えなくなりまして、どうしても検査とそれを取り除くということが必要になってくるのであります。本年は、昭和二十六年に立てました伝染対策五カ年計画の最後であります。先般お配りいたしました表でござんのように、二十七年度が最高で九千頭、それから八千頭、六千頭と下つてきておるのであります。これは検査と殺処分の徹底したことによるのであります。しかし、何と申しまして大動物であり、個体の経済価値が非常に大きいのでありますから、殺処分というような最後の手段によらないで、予防なり治療の研究にさらに努力しなければいけない。こういうので知恵をしぼっておるのが現状であります。

○芳賀委員 今局長からお話がありましたが、私たちの承知している範囲で

は、伝染対策として、病原体等に対して最終的に確信の持てる段階にまで達したということには考えておらないわけですから、それでありまして、予防措置等に対しても、あるいは治療等に対しても効果的な措置を講ずることができないということになりますと、当然これは試験研究の段階にあって、さらにこれを最終的な成果を上げるためには、今まで以上に国としても熱意のある施策というものが、当然必要になってくると思つておるわけですが、できればこれは独立した試験機関のようなものを当然早期に設置すべきであるというふうに考えておるわけですが、本年度の予算等に対しても、そういう支出がまだ行われておらぬようですが、毎年のように約二億圓くらいの殺処分手当を出すということは、これを国の支出から見ても相当大きな負担であるというふうに考えます。そういうことを勘案して考えた場合において、なぜ伝染関係の国の態度がこのように消極的であるか、何か理由があると思ひますが、この点はいかがですか。

○大石(武)政府委員 お説ももっともでございます。それで私もぜひとも伝染を徹底的に研究いたしたいと思ひまして、いろいろの予算を要求いたしました。最初に一億五千万円技術研究の方面に、これは伝染だけでございせんが、獲得いたしまして、この中から本年は約三千万圓ぐらいをこれにさけるものと考えてまして、目下技術会議において検討いたしておりますが、ぜひとも多くの予算をさきまして十分なる研究をして、一日も早くこの伝染を除去したい、こう考えている次第でございます。

○芳賀委員 農林次官に申し上げますが、具体的に、たとえば二千五百万円なら二千五百万円、二十九年、三十年よりは少しづつ数字が上昇しているのですけれども、この程度で今御答弁になったような効果は上がるかどうか、いかがですか。一方においては二億円の殺処分手当を出している。一方においてはこれが予防とか、病原体の把握にまだ相当の時間がかかるということになると、このような状態は当分まだ続くというふうにしか考えられない。だから相当に飛躍した施策というものが必要でないかと思う。二千五百万円程度、そのうち委託研究というふうなものにもある程度の額をさいているようですが、その程度でどのくらいのことやれるのですか。

○大石(武)政府委員 お説のように研究費が多ければ多いほど、やはり研究はよけい進むと考えられます。しかしこれが、一体どのくらいの予算をさしぱいってこれができるかという、はっきりした見通しがないわけでございます。幸い最近伝染性の病原体がウイルス、濾過性病原体であるというふうな見当がついてきましたので、一応の手がかりができたような感じがいたすのでございます。でありますから、これを手がかりとして、でき得る限り多くの研究所なりあるいは学者を動員いたしまして、研究を進めたいと思ふ次第でございます。それについてはなお本年約三千万円の予算で、われわれは十分とは考えませんけれども、でき得る限り今後多くの予算を獲得いたしまして、一日も早く病原体の解明あるいは予防法を考え出したい、こう思う次第でございます。

○芳賀委員 そこで伝賃の場合は、特に日本中央競馬会法の法律とも関係があるのです。それは御承知ですか。中央競馬会法の規定の中に、国庫納付金の処理に当たっては、これは畜産の振興、有畜農家の創設とか、あるいは酪農振興、社会福祉事業等に使用しなければならぬというところが規定されています。その中に、特にこの家畜伝染病のうち馬の伝染性貧血症に対する試験研究等は、この納付金の中から相当額をさいて積極的な支出を行わなければならないというところが規定されている。ですから、今言われた三千万ばかりの伝賃に対する支出というものは、この中央競馬会法の指示するところから従ってその程度の額が出たものであるか、この内容はどうなっておりますか。

○渡部(伍)政府委員 中央競馬会の納付金の使途について伝賃等に使用されなければならないというものは御指摘の通りであります。先ほど政務次官が申し上げましたように、科学研究でありまして、一定の施設それから一定の方法、そういうものがありますので、ただ金額を多くすればいいということにはならないわけです。政務次官がお話になりましたように、ウイルスとすることがわかり、人間の医学とも非常に関係があるということで、人間の医学の先生方とも協調いたしましてやっておるわけでありまして、さらにさらにこの研究方法に新しい方法を取り入れて、必要な金はそちらに向けていたという考えでございます。そのためには現在の施設ではまだ十分ではないので、先ほど政務次官が申し上げましたように、施設を今衛生試験場の伝賃部でやっておるよりももう少し拡大す

る必要があるという結論が出てきておるわけなんです。それに必要な金を出したいというのであります。従いまして、日本中央競馬会法の趣旨は私の方でも十分くみ取って施策を考へておったのであります。

○芳賀委員 もう少し具体的に御説明願いたいのですが、しからば昭和三十一年度の国庫納付金あるいは三十一年度に予定される納付金の中で、法律による配分は大体どういうような配分になるか、これはおわかりですか。

○渡部(伍)政府委員 これは競馬会法のときに御説明があったと思うのであります。社会保険、畜産関係等に使用しなければならぬということになっております。ところが畜産関係の予算は納付金よりも大きいのであります。三十一年度では約十億あまりになり、畜産局の関係の予算は二十億弱になっておりますので、お話のような納付金を具体的になんというふうに分けるというものははっきり出てこないわけでありまして、逆になっておれば、もっと納付金が上ればどこに何を出るといふことがはっきり言えるのであります。ただ社会保険に一定量以上を向ける、残りは畜産として使う、こういうことになっておるわけでありまして。

○芳賀委員 これはこの納付金のうちの四分の三を畜産関係、四分の一を社会福祉とすること大別できるわけですね。ですから納付金からの四分の三の分配額を今の畜産関係の予算に残しておけばそれでよいということではないうもの、中央競馬会がなくても畜産行政といふものはやらぬわけにはいかぬ。ですからこの分からの支出は積極的な支出でなければならぬと考える。金額が

これで相当するから、大体この方から出ているのと同じだということじゃない、こういう納付金の中から特別にそれをプラスして、積極的な支出をしなければならぬというのが中央競馬会法の趣旨なんです。そういうものを行わなければ、何も中央競馬会法という法律を作った必要はないのです。ここにいろいろの問題があったわけですね。ですから当年の予算において、当然この分は積極的な支出として、たとえば伝賃対策にしても支出が行われなければならないわけですね。ところが配分がどうなっているかといふことになるのと大したことがないのではないかと、せめて納付金から来る分はさらにそれ以上に期待に沿うような支出に向けなければならないということとをわれわれは考へておるが、これは間違っていますか。

○大石(武)政府委員 全くおっしゃる通りであります。これは畜産局長から答へ申し上げたことが少し安易な考えでございまして、やはり芳賀委員のおっしゃる通り、これは積極的に予算を獲得しなければならぬというふうな考へております。

○芳賀委員 それでは今の次官の答へからいって、今までの考へが甘過ぎたから、もう少ししっかりした基本的な考への上に立つて予算等を是正するといふことなんではないか。そういうことを言われるわけですね。この分の予算に対しては増額する措置を講ずるといふ熱意があるわけですか。

○大石(武)政府委員 おっしゃる通り、今後とも一層努力いたしまして、なお多くの予算を獲得する所存でございます。

います。

○芳賀委員 今後というのは、三十一年度の予算の中で、今政府を代表して政務次官が発言されたのだから、その発言を裏づけするような措置を当三十一年度の予算の中で講ずるといふことを言明できるわけですね。

○大石(武)政府委員 ただいま予算は、大衆議院は通りまして参議院に上つておりますので、(まだ審議中だ)と呼ぶ者あり(審議中)でございますが、できることはいたいと思ひます。なお、そのような措置を講じ得る機会がありましては講じたいと思ひます。(その機会とはいふなんだ)と呼ぶ者あり(それは来年度においてもさらに一生懸命運動いたしたい所存でございます)。

○芳賀委員 特に伝染性貧血症の研究の場合は、研究に要する個体が要るわけですね。これは単蹄動物以外のものを持つてきてウイルス菌を移植するなんてことはできない。そういう場合は馬でなければならぬということになる。ウサギとかそういうモルモットではだめだということになりますから、そういう個体の研究には相当多額の費用がかかる。ところがそういうものがこの予算の中にはあまりないのじゃないですか。

○渡部(伍)政府委員 伝賃の研究がむずかしいのは、お話のように馬以外にこれが小動物に移植してやれないところにある一つあります。しかしどうしてこれはやらなければならないか、その経費は衛生試験場の方に計上してあります。馬を研究資料に使う、そしてその研究に用いるのは、もう伝賃馬ということがわ

かつて殺処分するような馬を連れてきて研究するのですか。そしてそういうことになれば費用はかかるかと思ひますが、大体全然伝染性貧血症でない健康体の実験に供する馬を持ってくるという点では、これはどこにもたくさんあるという点ではない、しかしそういう健康馬でなければ完全な実験とか研究というものは進まないと思ひますが、いかがですか。

○渡部(伍)政府委員 お話の通りでありまして、これは健康馬を使わなければいけないわけですから健康馬を、しかもこれはできるだけ安いものを使ひ、それから今まであまりそういう伝染性の汚染していない地域の馬が必要であるという点で、沖縄の健康馬を入れて、それを試験に使つておられます。

○芳賀委員 それから伝染性の実験、研究等に対して伝染性の非常に多発する付近の地帯は、都道府県が予算を計上して委託試験とかそういうことをやっておる。特に北海道等においては、殺処分する全体のうちの三分の一くらいが行われておる。それで一年三百万程度のこの実験費用というものを支出しておるわけですが、しかし今日の地方財政というものはだんだん窮乏しておるのですから、できればこういうものは国の責任で一本化して、集中的にやるといふことの方が非常に効果的であるといふように考へるわけですが、国の支出が少ければ、結局地方財政の中でそのことを負担して処理しなければならぬといふことになるので、地方負担の伝染性に対する実験とか、そういう費用等に對して、国の責任においていろいろものを吸収するといふお考えがあるかどうか、その点はいかがですか。

○渡部(伍)政府委員 お話の通りでございますが、今までに府県においても、府県独自でやりたいといふので、いろいろやっておったのであります。しかしそれではお話のように不十分でありますので、私の方では、できる限りの予算を保健衛生所の方に充てておられます。しかし府県にもそれぞれの畜産試験場のものがありますので、やりたいといふようなことが三十一年度にもあるいは出るのかもしれないが、これは、今までの経過を見まして、府県でやるものも、政府で分担して府県でやってもらふ必要があるならば、政府で予算を組むべきだと思ひます。来年度は政府で六百万円を計上しておりますが、それで大体やっていますかと思ひますが、御注意もあつたので、さらによく調べまして、今後ほかの方の流用とか、あるいは三十二年度の予算にはそういうことで府県に迷惑をかけないようにやらなければならぬといふように考へます。

○芳賀委員 それから次に委託研究等の場合ですが、これは今どういふ形でやっておりますか。民間に対する委託研究とか、いろいろあると思ひますが、今とつておる措置はどういふものですか。

○渡部(伍)政府委員 これは私の方で委員会がありまして、そこで討議しまして委託先をきめておるわけです。大学では東京とか千葉、それから民間の団体では北里研究所、そういうもので、全部で六カ所ないし七カ所でありまふ。

○村松委員長 関連質問の申し出があります。これを許します。本名武君。○本名委員 この機会に、関連して

ちょっとお伺いしておきます。きょう胃頭に局長も言われた通り、まことに始末の悪い、従つて対策も非常に苦勞が要るわけです。しかし今日までこれほど騒がれた問題が、わずか三千万円の予算をつけたといふことで逃げられるように聞えるのが、私どもは非常に遺憾に思ひます。こういうことは釈迦に説法かもしれませんが、この病氣は、どうも政府は馬の病氣だと思つておるのではないのか。これは決して馬の病氣ではないのであります。農家にとつては、心理的に、あるいは官農の面に、経済的に、非常に打撃の大きい病氣です。従つて、馬の病氣を研究する、試験するといふだけの考え方ですと、今まで行われた対策あるいはこれからどうとしようとするような消極的な対策しかとれないのではないのか。この機会に、今までのいろいろ御発言もありましたが、思ひ切つた方策をとつていただきたい。特に、三千万円のわずかなかりの金ですけれども、この配分について何ら具体的なお示しがないことは非常に遺憾であります。これはこれからいろいろ御討議なさると思ひますが、この機会にちょっとお伺いしたいのは、従来学究的にはこれを大いにやろうという意欲は非常に旺盛であつた。一例を申し上げますと、国立の大学において、この病氣を研究するために百五十万も二百万もお金をかけて電子顕微鏡を買つた。先ほどお話がありましたのが、この病原菌がウィールスであるといふことは早くからわかつてゐる、見当がついてゐる。しかしこれを究明することができなかつたといふところに一つの問題があつた。せつなく買った電子顕微鏡が今日まであくびをしておつた。こ

れは文部省所管だからといつて農林省はほうっておくべき問題ではない。従つて文部省と連絡して国の試験機関、学校の試験機関を大いに活用すべきじゃないか。

そこで一つお伺いしたいのは、まず三千万円の配分についても少し的確に早くしていただきたいといふことと、これはあくまでも農林省の範囲内においてのそれぞれの施設あるいは施策にその予算を使われるかどうかといふこと、それからもう一つは、大学などで研究したいといふときに、実は馬を買う金がないのです、予算がないのです、それで殺すような馬を買ひ、七万八万のような金さえなくて、ただ顕微鏡を遊ばせておいて、生徒あるいは学者の研究意欲を押さへておる。これに對して農林省はもっと積極的に援助すべきである。さらに健康馬に對して一頭や二頭ではとても十分な研究はできない。隔病馬もその通りであります。これに對して農林省として積極的に打つ手がなければ、この二点をお伺いしておきたい。

○渡部(伍)政府委員 私の方の衛生試験所で電子顕微鏡は二台ありまして、これは非常に活用しております。大学の電子顕微鏡のお話は私よく知らないのですが、その大学の先生の先生、それから先ほど申し上げましたように、人間の医学の先生も一緒になつてやっておるのではありませんか、これは衛生試験所の方にしよつちやう出ております。電子顕微鏡等どこにもあるわけではございませんから、相互に研究をしております。ただ、前に陸軍時代に、馬をうんとそろえて非常に大がかりにやつたこともありますが、これ

こういう研究の性質として、やはり見当をつけて、とにかく研究の方法について衆知をしばつてやらないと工合が悪いのでありまして、私ももしやうとで、ちやうど同じやうにやいやい言つておりますけれども、研究者の方では研究者の方として段取りをつけておる。しかしお話のように、馬が足りなくて研究ができない、そういうようなことはないようにしたいと思ひます。直接馬を飼つておる方から、経済的にだいぶん大きいからやいやい言つていたいて、この間も競馬会から老馬馬を大学の方に寄附させておりますから、技術者の方で慎重に研究してやつていきたい、こういうふうにする以外にないと思ひます。それから今の衛生試験所の伝染部では手狭であるといふので、あすこの外ワに伝染部を独立したい、そのための施設を作るのに約一億近く要すると思ひます。その施設を作るのに本年度三千万円を技術研究費の方から出していただくように、今度できる技術最高会議の方で出しているわけでありまして、どうしても私の方としては、御説のようにもう少し、今の獣医さんだけじゃなしに、ほかからも援助をしておるわけですから、もう一息といふので意気込んでやつておるわけでありまして、さらに御鞭撻を願ひたいと思ひます。

○本名委員 お話はよくわかるのですけれども、私の申し上げるのは、具体的に申し上げますと、国は馬に限らず畜産のために高等学府を作つて研究しておるのです。その専門の畜産の大学でせつなく電子顕微鏡を買つた、伝染性をする馬がないといふことは、これ

五

は文部省の予算の獲得もさることながら、文部省の所管であるかも知れませんが、馬を所管するところの農林省が、文部省に対してそういう案としておくことは、これは政府自体として、会体から考えて私は農林省の恥だと思ふのです。だからこの際積極的文部省と提携して、話し合いをして、何か一つ予算の譲り合いをして、三十二年には馬の十頭や十五頭は預けられるような手を講じていただきたい。それを特にお願いを申しておきたいと思ふいます。

○渡部(伍)政府委員 お話の大学をはつきりおっしゃっていただければ私どもの方で連絡いたします。

○本名委員 帯広畜産大学です。

○村松委員 稲富稔人君。

○稲富委員 先刻芳賀委員の質問に対する御答弁に對しまして関連してお尋ねしたいと思ふますが、伝賃の重大であることは私の申すまでもなく、世界的な大きな畜産界の悩みになつておることは御承知の通りです。伝賃といふものはかように重大なもので、私たちは競馬法改正に當りましては、その納付金から伝賃のための予算を組むということまで実はうたつてあるわけなのであります。ところがその後、競馬の納付金に對して伝賃に對する予算といふものは依然として従来のようなことから特に多く予算を編成されてない。この事実にかんがみまして、予算編成の當時に農林省から大蔵省に對して、中央競馬会から納付する金額を伝賃その他畜産のために使うような、こういう特別な要求といふものはなされてるかどうか、この点をまず承わりたい。

○大石(武)政府委員 その要求をいた

してあります。

○稲富委員 結局要求しておつても、それじゃその要求が通つていないといふことは、立法の特異性といふことを政府みずから承知しないといふことになつてくる、この責任は重大だと思ふ。ことに先刻農林政務次官の御答弁によりまして、芳賀委員の質問に對して、予算の修正をやるように努力されるところがあなたの立場として当然だと思ふ。何かの形をもつて結論を出されることが当然だと思ふ。ぜひやつていただきたいといふことを申し上げておきます。

○村松委員 川俣清音君。

○川俣委員 私はこの際二、三點お尋ねしたいと思ふいます。中央競馬会の方から納入いたしておられます納入金は雑収入に入つておられるのじゃないかと

○渡部(伍)政府委員 雑収入であると思ふいます。ただいま予算書を持つておりませんので……

○川俣委員 そこで續いてお尋ねしたいのですが、芳賀委員に對する答弁の中に、畜産行政にかかわる経費と競馬会から入つた経費との、経費の比較論が出ておられますが、雑収入に入つたものと一般畜産経費を比較するといふことの根拠は一体どこから出ているのですか。

○渡部(伍)政府委員 御承知のように競馬会の規定は、競馬会の納付金の収入をすぐ直接に畜産振興なり社会保障に使うといふふうに予算上の点まで規定してないのであります。どうして普通の歳入歳入の關係からいって雑収入にならざるを得ないと思ふいます。その中からまず優先的に掲げられてあ

るものに使つていく、それに相当するものに使つていくといふことになるのではないかと思ふいます。

○川俣委員 そういたしますと、雑収入から入つたものと一つの項目になつた支出ものとを比較する根拠はないと思ふのです。畜産局なりあるいは農林省に直接入つたものとも出るものと比較して、畜産行政の方に多くかかつていふ説明ならばこれは説明になりません。国の雑収入に入つてきたものと畜産行政の経費とを比較検討するといふような答弁は答弁にならないと思ふのだが、この点はいかがですか。

○渡部(伍)政府委員 先ほど申し上げましたように、直接この納付金を、たとえばガソリン税を取つて道路に使うといふふうな規定の仕方でありませんので、どうしても一般の政府の収入と、それからそれを法律で規定した用途に使うといふ比較をする以外にないのではないかと思ふいます。従いましてちよつとくりくつの上と実際の計算とが説明が苦しくなるわけでありまして、優先的にプラスして残りを必要なものに取る、こういうように説明してもできぬことはなかつたと思ふのでありますが、私の方ではもっと畜産費にもらいたいという希望がありますので、先ほどのような説明を申し上げたのであります。

○川俣委員 これは目的税であれば比較検討した答弁ができるはずですが、目的税になつていないために雑収入になつておられる。国のすべての雑収入の中から——どれからきめたといふことではない、明らかに畜産費用の財源として確保されているといふことが十分になつていない点が問題の点なんです。従つて収入より支出が多いといふ答弁はこ

の際取り消されるならば別問題です。畜産経費の方が、目的税で入つてきたならば、目的税で入つてきたものよりも多いといふことなら言える。その區別もしないでただ多いという答弁は、今後目的税に於けるためにされた答弁なのかあるいは従来からのただ参考述べられたのか、芳賀委員の質問はそういう意味じゃなかつたと思ふ。將來目的にするためにそういう答弁をされたのかあるいはただ答弁のがれのためにやられたのであるか、どつちかはつきりしてください。

○渡部(伍)政府委員 芳賀委員のお話は、目的税的な考え方でも御質問があつたと私は受け取つたのであります。しかし実際はそういうふうになつておりませんので、ただいま申し上げましたように、ひもつきとかなんとかいふのでなくて金額で比較するよりないじゃないか、こういうふうに申し上げたんであります。その際に考え方として、まずあそこ規定されておるものを納付金に相当するのでやつて、その残りの必要な畜産費を一般から——一般といふとちよつと御質問のあれと違ひますが、その他の費用から出す、こういうふうな考へてもいいんじゃないかと思ふのであります。しかしどうしても芳賀委員の御質問のようになつて、あれば法律で、この分は特定の目的で、はつきりこれこれと毎年きめて別途に議会の協賛を得る、こういうふうな規定まで必要になつてくるんじゃないかと思ふいます。しかしそこまでは今規定しておらないのであります。法律の制定の際にそういう点はぜひ議論されて、速記録等で拝見しますとなつておるのであります。農林省としても

ちょっと困っておるのではありません。もっとはっきりすれば畜産局としてもやりいのでありますが、なかなか問題が簡単に片づかないのであります。

○川俣委員　そこで明らかにあります。芳賀委員は目的税のつもりで質問されたに對してあなたはその意味で御答弁になった、比較をされた。そこでおそれる畜産局長と交った御答弁を政務次官がされたのは、政務次官もおそらく目的税のつもりで答弁されたのだと思うのです。プラス・アルファでいこうという芳賀委員の質問に對してごもっともだ、こういうことですから、将来改正する意図を含んでの答弁であるのかどうか、その点を伺わしていただきます。

○大石(武)政府委員　私はあまり具体的なことはまだ今わかっておりませんので、私の申しましたことは、今まで当然競馬会の収入と関係なしに畜産局のいろいろな予算が獲得されますが、そのほかにもこの納付金のうちから相当のものがプラス・アルファとして入りますようにということをお願いして申し上げたのであります。

○川俣委員　私の申し上げたのは、法律を改正する意図があるのかどうかという点を尋ねているのです。

○大石(武)政府委員　今までのこの法律は、皆様のいろいろな御意見ででき上っていると思うのです。私としては、できる限り競馬の納付金の中から畜産関係に金が下りますこと、同時に社会保障制度の方にも金が下りますことを希望していますので、どのような方法がいいか、皆さんの御判断におまかせしたいと思います。

○川俣委員　時間がないから簡略に

伺っているのですよ。先ほどの御答弁からみますと、法律の改正の意思があるように聞えるが、あるのかないのか政務次官並びに局長にお尋ねしているのです。

○大石(武)政府委員　それは個人としての意見を申し上げることにあります。個人としての意見を聞いていただくのではない」と呼ぶ者あり。政務次官としての立場におきましては、やはり与党なりあるいは農林省等においても十分検討しなければ簡単に申し上げることはできません。

○渡部(伍)政府委員　ただいま政務次官が申し上げましたように、十分検討しなければならぬ問題だと思ひますので、よく検討したいと思ひます。

○川俣委員　非常に無責任ですよ。一度答弁したことを、どういふ意図で答弁したのだというのを聞いています。研究しなければ答弁できないというのでは前の答弁はどうなるのです。全部取り消しということですか。あなたが答弁した意思はどうなんだと聞いているのです。新しい提案じゃないのです。あなたが答弁された意思は、改正する意図で御答弁になったのですかと聞いているのです。わからないうちのうのなら前のを全部取り消さない。

○渡部(伍)政府委員　私の方の答弁は、今までの処置を御説明申し上げたのであります。将来どうするかというところは、ただいま川俣先生からお話があったので、それは今後のことは検討したいということでございます。芳賀委員には従来のことを説明申し上げておいたのであります。

○川俣委員　まあその程度としておき

ます。次に伝賃の手当の問題について

ちょっとお尋ねしますが、現在旅費、それから設備が非常に不足で相漏れな調査をしておるとお考えになっておりませんか。

○渡部(伍)政府委員　その点はしばしば川俣委員から御注意がありまして、私の方ではそういうことのないようにと思つてやっておりますが、具体的な御指摘がありましたので今調べております。しかし家畜衛生保健所の組織が――大体この表でも三十二ページに出ておりますように、百万頭近くの伝賃の検査をやらなければいかぬわけでございますから、全然御指摘のような不備がないとは言ひ切れなれないと思ひますが、これはあつてはならぬことでございまして、私の方でも厳重に注意したい、こういうふうに考えております。

○川俣委員　国の予算措置が不十分のために、非常に疑惑があり、いずれとも決定してないようなものを、にわか決定して、せっかく愛護したておられます家畜を殺してしまわなければならないというようなことは、情に於いて忍びないばかりでなくして、農家の経済の上にも大きな影響を与えるものであります。これが農村に大きな不安を与えておる大きな根源です。従つて経費が不足ゆゑに相漏れな検査をするというようなことは十分戒めなければならぬことだと思ひます。そこで一日の調査頭数を大体どのくらいにしておりますか、その点をお尋ねいたします。

○渡部(伍)政府委員　大体約三十頭を目標にしております。

○川俣委員　長い夏時間であつて三十頭ないし四十頭、ところが実際は七十頭から八十頭ぐらゐり、もう薄暗くなつてからもやつておる。従つて蒸留水も三十頭分ぐらゐりしか持つていない。あ

とはその辺の井戸からくんできてやる。しかも試験のフラスコといひますか、あれなど十分洗つてやつたかどうかというような疑惑すらある。こんなことをやらせておいて、先ほど申し上げたように、伝賃があるのだ、ないのだというようなことは非常に危険だと思ひます。そこでもしも疑惑があるものは、もう一週間延ばして再検査するということも考えなければならぬじゃないかと思ひますが、この点どうですか。

○渡部(伍)政府委員　今のお話はオーパー労働を付けているというお話であります。その点は十分注意いたしますが、その簡単に殺処分を命令を下すことはいたさしてないと思ひます。疑似、真性、十分時間をかけてやっております。ことにお話のように、飼主には何といつても大きな負担でありますから、飼主主の簡単に、お前のやつを引っぱつてきて殺すというわけにもいかぬわけでありまして。念には念を入れて、真性であるかどうかというところをやつておるものであります。お話にありました蒸留水を使わないとか、試験、研究ということは今後十分注意いたしたいと思ひます。

○川俣委員　三十頭ないし四十頭の範囲であれば、十分であると思ひます。実際七十頭以上やつておつた場合にその責任をどうしますか。一体やつた方が責任なのですか、予算の裏づけをしてやらない方が責任なのですか、

どちらですか。

○渡部(伍)政府委員　私の方では大体地方別の分布頭数から、今のよう一日に三十頭平均やればこのくらいの費用がいくというなを出してあります。が、それが天候の関係とかあるいはその他の理由で、お話のように非常に大きい頭数を処理している場合が起つたのだらうと思ひます。これも具体的に明示願つて、よくその理由を調べた上で、お話のように費用が足りないからそうなるのか、あるいはほかの理由でそうなるのかというところを究明した上で、人の能力にも限界があるわけですから、能力の範囲内で処置できるよ

うにいたしたいと思つております。

○川俣委員　六十頭、七十頭以上もやつておつた場合に、その責任はどちらかと聞いているのです。予算の裏づけをしてやらなかつた政府の責任なのか、あるいは出先の責任なのか、こういうことをお伺ひしております。

○渡部(伍)政府委員　ですから、それはその具体的事例を調べてみなければわからぬと思ひます。とにかく私の方では馬の頭数、それからこの表にありますように、地域別に重要度をきめてやつておるわけですから、こちらから見て、七十頭も一日にやる、これは不可能なことをやつておるのだらうと思ひます。これは担当官が何らかの理由でそういうことをやつておるのじゃないかと思ひますので、よく調べて処置したいと思ひます。

○村松委員長　他に質疑はございせんか。――御質疑がなければ、これにて質疑は終了いたしました。本会議終了後再開することとして休憩いたします。

午後三時三十九分開議

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。政府より発言を求められております。これを許可いたします。大石政務次官。

○大石(武)政府委員 先刻私の発言中、個人としては云云という点につきまして、言葉の不十分な点がございまして、言葉のなはだ遺憾でございます。私といたしましては、個人としてはいい

いろいろな考えを持っておりますので、それが言葉のニュアンスとなったと思います。政務次官としては、党とも十分相談の上検討いたさなければならぬということをお願いしたいと思っておったのですが、用語の不穏当な点は訂正いたしますので、御了承を得たいと思います。

○村松委員長 本案に対しては、討論に入りますが、討論の御通告がございませぬ。これを省略して直ちに採決いたしたいと存じます。御異議ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○村松委員長　御異議なしと認め採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔総員起立〕

○村松委員長　起立総員、よって原案の通り可決すべきものと決しました。
なおお諮りいたします。本案の委員会報告の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○村松委員長　なほ急傾斜地帯農業振

興臨時措置法の一部改正法案は、提案者が見えておりませんので、これを次会に譲りまして、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。

○淡谷委員 本案の改正の第一点として、「昭和三十一年度から新たに農地開発機械公団が保有いたします機械を悠蔵君。

使用して行われますところの、いわゆる機械開墾事業地区の開拓者に対し貸し付けられます資金の範囲、償還条件等を定めた」ということが提案理由の説明に入っておりますが、この機械開墾事業地区、すなわち北海道の根釧地区、青森県の上北地区に対する開墾の構想というものがございましたらこの

際御説明願いたいと思います。

○大石(武)政府委員 具体的なことは説明員より答弁いたさずたいと思います。

○立川説明員 機械開墾地区として具

体的に計画をいたしておりますのは、青森県の上北及び北海道の根釧原野のうち床丹第二というところでござい

す。上北につきましては、その地区の面積が五千六百五十二町歩ございました。

て、耕地面積となりますところは三千七百八十六町歩であります。入植をいたします予定戸数が三百四十八戸、増反いたします戸数が二千八百六十七戸の予定であります。根拠の方は面積が四千六百十九町歩、うち耕地となります

の方は一戸当り耕地が五町歩、そのほかの採草地でありますとか、薪炭林地でもありますとか、宅地とかいうものを含めたいしますと一戸当り七町歩になります。根釧の方は耕地が、ここは寒

冷な關係上非常に広くとつてありまして、十四町歩四反、そのほか採草地、薪炭林地、宅地等を合せますと十八町歩八反ということになるわけであり
ます。

これらの地区におきましては、いずれも寒い地帯でありますので、乳牛を中心といたしますところの家畜を多く持つてもらいまして、そこで酪農を主軸とするところの農業経営をやつてもらうという計画であります。完成年次を想定いたしますと、上北地区は乳牛一戸当り三頭、根釧地区は乳牛一戸当

り十頭をもって経営していくというこ
とを想定しておる次第でございます。

○淡谷委員 この乳牛はジャージー種
のものを入れるというような構想に
伺っておりますが、ジャージー種を入

れましてから搾乳等の成績がどのような経緯をとっておりませうか、具体的に御説明願いたい。これは資料を請求し

てありますけれども、まだ資料が参つておりませんので、この際この席上で

お答え願いたいと思います。

○立川説明員 これは畜産の関係の方からお答えをいたさなければなりませんので、担当の政府委員が見えてから御返事を申し上げます。

○渋谷委員 それではジャージー種の

○立川説明員 この上北地区は非常に土地の状態が錯綜しておりまして、根釧の方は一団地完全に開拓用地になりまして、そこを進めるわけであります。が、上北はすでにいろいろ開発された

地区にもありますし、森林として残すところもありますので、その地区の面積はいろいろ錯綜しておるわけでありです。この既入植三百十八戸と申しますのは、すでに予定をしております上北

の周辺地区に入っておりますものでありまして、これは今回の三百四十八戸の外でありまして、この計画から除外しておるわけです。この三百十八戸というものを参考のためにここに書きしるしましたので、書き方が適当でありますんで誤解を生ずるような表現になっておりますが、これはその付近に

すでに入っておるもので、機械開墾の
対象外になるものでございます。

○淡谷委員　そういたしますと、入植
年次別戸数というところがございます
三十一年度百十六戸、三十二年度百七

六戸、三十三年度百十六戸、計三百四十八戸が入るものと了解いたしますが、すでにこの前の委員会でも質問を

いたした通り、開拓農家が三分の一ほど離脱をしてゐる。これは開拓者の選

定に當つてずそんな点があつたという
ような御答弁もいただいております
で、この新しい構想をもつて進みます
酪農開拓農家に対する入植者の選考に
ついては、一体どのような方法になさ
れるのか、あるいは募集等はどういう

かといふことがやはり成功するかどうかの一つの要素になるわけでありま
す。この機械開墾の地区は面積も大
いし、またその経営規模、借り入れ資
金等も大きいので、この新しい経営形

態に耐える適当な人植者を選ばなければならぬということ、北海道についても青森県につきましても、すでにこの機械開墾の内容を各市町村などを通じましてよく人々に徹底して、その

上で志望者を広く募っております。これはひとり青森県だけでなく、そのほか東北の各県に対しまして、青森県の入植希望者を募ります。そこでこの三月の末に入植第一年次の入植希望者の選考をやります。非常にたくさん希望者が殺到しておるようであります。その中から資格のしっかりした人

をえりすぎりまして、しかもその合格した人を四月から六月の二カ月間青森県の七戸と三本木に講習所がございまして、そこで十分に訓練をいたしまして、その訓練を経ました人が漸次入植

をしていく、
こういふことになってお
ります。

○渋谷委員 これは単に上北だけでは

なくて根釧地区の方でも同様な事情にあると思いますが、たくさんの入植志

望者がありました場合、地元並びに他県との間のワク等について強い地元の要望がございませんでしょうか。具体的に上北、根釧地区に対して、地元なり県なりあるいは県外の入植予定者のワク等は、あらかじめおきめになって

おられますか、お伺いしたい。

○立川説明員 これは青森県は特に強いのでございすが、なるべく地元の人を多く入れたい、よそからの人はなるべく入ってもらいたくないという御意向があるようでありまして、ただしかしながら、青森県のみための機械開墾ということではなしに、やはり日本全体のための機械開墾という工合にして参りたいのでありまして、この地元の御要望を必ずしも百パーセント受け入れるというわけにもいきかねる。これはやはり他の府県からも優秀な開拓者を入れまして、ともどもにりっぱな成果を上げていくということがまた青森県のためにもなる、こういう工合に考えますので、青森県の当局とはいろいろその点を御相談しております。しかしながら私もどなたもいたしません、青森県の方を主体にして上北開発をするという原則は適當であろうと考えますので、青森県の方と他府県の方とをどのくらいの割合にするかは、今県の当局と御相談中であります。

○淡谷委員 地元との交渉の過程に現れてきた結果だと思いますが、上北では増反戸数が二千八百六十七戸で根釧地区は三十九戸、土地が狭いのにたくさん増反農家を入れなければならなかった理由についてお伺いいたしたい。どんな理由でこんなにたくさん増反戸数になったか。

○立川説明員 根釧地区の方は、すでにその周辺におります方が全部開拓者であります。そうして十分ではありませんけれども、割合に広い面積を持っておられるということ、それから増反ということになりますと、結局そこに通って耕作いたします関係もありまして、現在住んでおられる住宅とその開墾予定地の距離が大いに問題になります。根釧地方はいわば人口粗なところでありまして、通って耕作できるところに農家が割合に少い、こういう関係もあります。しかるに上北の方は、その周辺に零細な農家が非常に多くありまして、その農家の方々は経営面積を広げたいというのを非常に希望しておられる、そういう関係もありまして、できるだけその経営規模を広げたいという要望にもこたえたいというために、いろいろ紆余曲折はございまして、けれども、増反戸数を二千八百戸という工合に予定いたしておるわけでありまして、

○淡谷委員 すでに入植しておりますものが三百十八戸、増反が二千八百六十七戸、新規入植者が三百四十八戸、この比率から見ますと、結局新規入植者並びに増反戸数が非常に多い。その場合に、この三百四十八戸にしばりまして助成した場合に、その周辺にある農家が不均衡な助成のために不満を感じるような心配はないかどうか、これをお聞きしたい。

○立川説明員 これは上北、根釧両方に通ずる問題であります。現在の補助あるいは助成のやり方と今度の機械開墾の補助、助成のやり方とは趣きが変りまして、今回の方はかなり思い切った徹底した計画と徹底した助成援助という態勢をとっております。もちろん私もどなたもいたしましては、従来やって参りました開拓者に対しては厚いことはしたいのでありますけれども、しかし一斉に、また一べんに状態を変えたいというわけにも参りません。従ってこれは一つのテストあるいはバ

イロット・フアームという意味で、従来の開拓の経験にも照らしまして、これから一つ絶対に失敗しないという態勢でやってみようじゃないか、こういうことでこの機械開墾というものを打ち出したのであります。従来のものにつきましては、またいろいろと財政事情、開拓の諸状態をにらみ合せて検討したい、本年度につきましては、その一部としまして、非常に経営の不振なところに対しましては、開拓の不振対策としましていろいろ各項目の予算を集中して、総合助成というようなものをするにやることにいたしましたし、また既入植者に対して、この開拓者資金融通法によって従来平均十七万七千円の融資をしておりましたものを、さらに家畜の資金をふやしましたり、あるいは災害をこうむって生産資金が足らないという方々に生産資金を供給するというようなことにはいたしまして、かたがた予算にもその資金を計上いたしましたし、またそれに伴う必要な法律改正を今御提案申し上げておるわけでありまして、

○淡谷委員 そうしますと、この地区の開拓農家というのは、機械開墾会社による開拓農家と従来の開拓農家とが混在しておるという形になるように理解されますが、その通りでございませうか、お聞きしたい。

○立川説明員 これは従来の形でやって参りました農家が周辺にございまして、そこにまた新たな形の機械開墾のパイロット・フアームが発足する、こういう形でございまして、

○淡谷委員 その既入植者の間に新しく入植させます農家につきましては、農林省としても何か非常に遠大な構想を描いておられるようでありまして、

○立川説明員 これは全体の計画につきましては、なお政府の内部でいろいろ検討をいたしておりますので、われわれに考えはございませうけれども、確定をしたところまで参っております。しかしながら第一年度に助成をいたします、あるいは融資をいたしますものといいたしましては、上北につきましては、補助は、開墾作業費、入植施設費、農土改良事業費、附帯工事費、それだけを合せて四十一万二千元、それから融資は六十四万二千元、補助と融資を合計いたしますと、一戸当たり百五十三万二千元になります。根釧の方については申しますと、補助は、項目はやはり同じでございまして、第一年度は一戸当たり三十七万一千円、融資は八十二万三千元、合計をいたしまして補助並びに融資は百十九万四千円になります。

○淡谷委員 この手元に配られました農地局からの参考資料によりますと、乳牛の総所要資金が大体一戸当たり十二万円とございまして、これは何頭分の金でございませうか。

○立川説明員 二頭であります。

○淡谷委員 ジャージー種は一頭六万円と理解してよろしうございませうか。

○立川説明員 ジャージーの種、子供でございまして、

○淡谷委員 今手元に資料が配られましたが、これで見ますと、ジャージー種とホルスタイン種との間には、年間平均の搾乳量につきましても相当の開きがある。特に北部上北のごときは、従来の開墾者と新しい開墾者が一緒にいた場合、一方がジャージー種の能率の低いものをしぼり、一方は従来のホルスタイン種をしぼる。これに対してジャージー種がホルスタイン種よりもすぐれているという具体的な事実がございませうか。

○立川説明員 技術的な点にわたりまして詳細に申し上げかねるのでありますが、ごく常識的に申しまして、ホルスタイン種は高度にトレッドされまして、出乳量等は多いのであります。ジャージーは粗食で、いわばホルスタイン種ほど注意をしない取扱いに耐えますので、その辺に特色があるかと存じます。

○淡谷委員 ジャージー種につきましてはもっと詳しい専門的な御意見を伺いたしたいので、畜産局の方からの担当の方においで願って質問を継続いたしたいと思ひます。その点は保留いたします。

今度の資金融通法によりますと、この二つの地区における資金融通の形が相当変わってくるように思ひます。けれども、同時にまた、今の御説明にございまして、初年度すでに百万円以上の融資並びに補助が費されておる。完成するまでには相当多くの融資が必要となるように考えますが、完成までに根釧並びに北部上北でどれぐらいの負債額を負うことになっておられますか、その点の御説明を願ひたい。

○立川説明員 これはまた政府の内部で検討いたしておりますことに属しま

したが、これで見ますと、ジャージー種とホルスタイン種との間には、年間平均の搾乳量につきましても相当の開きがある。特に北部上北のごときは、従来の開墾者と新しい開墾者が一緒にいた場合、一方がジャージー種の能率の低いものをしぼり、一方は従来のホルスタイン種をしぼる。これに対してジャージー種がホルスタイン種よりもすぐれているという具体的な事実がございませうか。

したが、これで見ますと、ジャージー種とホルスタイン種との間には、年間平均の搾乳量につきましても相当の開きがある。特に北部上北のごときは、従来の開墾者と新しい開墾者が一緒にいた場合、一方がジャージー種の能率の低いものをしぼり、一方は従来のホルスタイン種をしぼる。これに対してジャージー種がホルスタイン種よりもすぐれているという具体的な事実がございませうか。

して、幾らの融資がこれらの地区に出るかという事はきめておりませんが、一つの構想を申し上げますと、上北におきましては、百万円から百三、四十万円ぐらいの間の融資金、根拠におきましては二百万円から二百八、九十万円ぐらいの間の融資金、それくらいの見当で今政府の内部で研究をしておるところでございます。

○淡谷委員 これは既に植者に対する資金融通の考え方に開連いたしますが、資料によって見ますと、開拓者の資産状態は、ほとんど融資償還には振り向けられないような形になってきておるようでございます。収入が非常に少い。従ってこの融資の償還には土地を売りあるいは家畜を売るといったような、経営の一角をくずさなければならぬ償還ができないような形に迫り、詰められるおそれが多分にあると。今度の融通法の一部を改正しようというのも、こうして行き詰った融資償還の面を新しい融資によっておつかおせていこう、このような含みが多分に見える。そうなりますと、根本に穴があいた開拓者、いつまでも借金の上に借金をおつかおせていくというような形に見えますが、一体根拠地区において十頭、北部上北において三頭のシャージ一種、これだけ多くのシャージで百万円あるいは二百万円、三百万円に近い各戸の融資を償還していく見込みが立ちますか。これはもう具体的に数字を出せばつきりわかっておる。三頭のシャージ一種で一年間に幾ら乳がしぼれるか。今のうちに安い乳の値段で、果してこれだけの負債をかぶって農家が根本的に立ち直っていないという自信を持つのでござ

ざいますか。

○立川説明員 上北と根拠につきますと、相当な計画をもちまして機械開墾の事業を進めましてつきましては、ただいま御指摘の問題については、一番中心をなす要点であろうと考えますので、われわれの方でもかなり検討を加えたのであります。この地区は、従来の所と違ひまして、短期間に一気に開墾をして耕地を確保する。従来の既植地区につきましては、いろいろな仕事に追われて手不足で、開墾面積が伸びないというのを、機械開墾によってその辺を一ぺんに突破していく、しかもその機械開墾によりまして炭カルあるいは磷酸をまきまして、牧草の播種までしてしまふ、普通は三寸程度の耕起でありまして、機械開墾については六寸を起して、土地を初めから深く耕していく、そういう工合にいたしました。地力を十分につけ、しかもこれに乳牛を入れますと、地力の根本をつちかいていくということ、従来やりましたいろいろな開拓の伸び悩みの点を、こういう形において突破したい、こういう工合に考えております。もちろん畜産の収入が主体になります、そのほか耕種収入もかなり見込まれますので、私どもの計画では、年々の償還金は、据置期間後は十数万円になつて参りますけれども、そのころには地力も肥え、家畜も入るといふことで、償還は十分できる、四年目になりまふと、かなりの余剰を生じてくる、こういう工合に考えて構造をいたしておるわけでありまして、なるほど借り入れます資金は相当大きいのであります、金利も片方は三分六厘五毛、片方は五分でありまして、償還期間も二十

年、二十五年ということでありまして、年々の償還額はそう著しく多額に上りません。もちろん据置期間が過ぎますと、普通の従来の開拓者よりは償還金は多いわけでありまして、それは実力がつきますので、十分回収ができる、四年目からすでに余剰金を生じて、自後者々として償還が進められる、こういう構想で考えておるわけでありまして。

○淡谷委員 開拓地の構想から割り出しますと、今度の開拓についてもかなりの危惧が持たれますが、一体従来の開拓地の諸君が三十一以後どれくらいの負債償還をしなければならぬのか、予定されております額を御説明願いたい。

○立川説明員 現在全部の開拓者が借りております資金を申し上げますと、ただいま議題になっております開拓者資金で二百二十一億、それから災害資金で二十九億、それからこれは毎年短期に回転をしておりますが、融資保証制度で運転資金を借りまして大体十億から十二、三億ぐらいに年々なるわけでありまして、そこで今の金額を戸当りにいたしますと、政府資金とそれから今申し上げましたもののほかに、協同組合から借り入れておりますものも入れますと、合計をいたしますと、一戸当り十三万円になっております。

○淡谷委員 実には負債の総額は前に資料をいたしておりましたから、十分調べておりますが、償還するに当って、三十一年度以降どれくらいの償還を見込んでおるか、それをお聞したい。これは資料にないのです。あなたの方にございせんか。

○立川説明員 ただいまのお尋ねは償

還すべき債務額ではないのですか。

○淡谷委員 そうです。

○立川説明員 償還すべき債務額でございまして、今の貸付残と申しま

○淡谷委員 残っております債務が出ておりますけれども、年度によって違ひますね。その年度別のものを聞きたい。

○立川説明員 本年だけについて申し上げますと、十八億五千二百一十、一戸当りにしますと一萬六千九百円でございます。

○淡谷委員 今度のこの改正によりまして、今年度見込まれております融資の予算額は幾らになっておりますか。

○立川説明員 これは開拓者資金として、十七億一千五百万、これに機械開墾地区が予算として一億七千四百万別にごさいます。これはただ政府の会計でございまして、そのほか開拓者には公庫からも金が借りられますし、あるいは農林中金からこういう融資保証制度等によって金が借りられる、こういう資金源はまた別にあるわけでありまして。

○淡谷委員 開拓地の災害は数年来累積しておりますが、この累積しました開拓地ではとうてい前の負債の償還はできない。何とかとしはこの方面でも緩和してやろうと思ひますが、提案があつたらうと思ひますが、果して累積した災害開拓地に対して、ことしの予算措置でカバーできますかどうか。その点の御検討をされておりますかどうか。これは管農の面の欠陥もそうですが、これはあなたのおっしゃる通り、一戸当り十七、八万も借

金を返していくのでしたら、とても現在の開拓者ではやっていけないことはわかつておる。それに累年の災害を受けました場合、貸付の金だけが膨大になつて、償還の面では苦勞する面が明らかになつて参つておりますが、そういう配慮が十分にされておりますかどうか。これは根拠地区、上北はあえてこの際問題にしませんか、古い開拓地でその点の見直しはどうですか。

○立川説明員 これは現在の開拓地の状態をいろいろ検討してみますと、ただいま淡谷委員がおっしゃったことばかりではないというように考えるのであります。それは何を申しまして、二十八、二十九年の連年の冷害をこうむりましたので、今年度幸いに豊作でありましたが、農産物価格も必ずしも高くない。こういうようなこともありまして、今年の償還は二年間の災害資金が一ぺんに重なるという事情もありまして、非常に苦しいわけでありまして。しかし開拓地のいろいろな状態を見ますと、やはりその中でも着々として資金の償還ができているところもありまして。そういうようなところはどういうところかと申しますと、ちゃんとすでに家畜が十分入つていて、あるいは開墾の面積も十分伸びている、そして管農の基礎がしっかりしているところは、ゆうゆうとして償還しているわけでありまして。ところが、片方非常に苦しんでいるところはどうかと申しますと、連年の災害をこうむつたところは特にそうでありまして、そのほかにも管農に力をそがずに、その付近の山の木を切つて炭を焼いて食っている、自分の畑は一つもできていないと

いうところが、特に償還に苦しんでい
るわけであり。そこで今後の進め
方といふことは、すでに予算ある
いは法律にも頭を出してありますよ
うに、家畜も十分にいられていく。特に乳
牛を中心として入れていく。それから
償還をいろいろいたします。生産
拡大の資金が足りない。それには生
産拡大資金を、連年災害地を中心
にいたして、十二年の償還期間でも
これに貸し与える。そういう場合に
たしまして、伸びていく基礎を作
る。そのほかにも不振地区の対策
いは公庫資金から開墾機械を貸し
つけるといふようなことで、開墾
地を十分伸ばしていく。しかも地
力をつける。こういうようなこと
で、この苦しい冷害を乗り越えて、
十分に償還のできるような農業
設備資金の貸付を一億九千万円
にやっています。それで果して今
おっしゃったような構想が実行で
きるとお思いですか。

○立川説明員 開拓資金で今度貸し
出します十七億というものが、その
うち新規入植のものを除きますと、
その半分以下になります。それが
すでに借りました資金の償還の肩
がわり財源だといふふうには考
えておりません。もちろん金のこ
とでありまして、内部的にはそう
いふことにもなることあると思
います。やはり償還については自

分の農産物、畜産物でこれに振り向
けまして、結局そういうことにな
ります。金を返してしまふので、
新しく生産を拡大する基本がな
くならないものというふうなものを
投下していく。こういう場合に考
えるのであります。ことに東北を
中心として、開拓者の資金償還を
開拓者の方でも非常に苦勞してや
って来られました。この数ヶ月間
の事情をつぶさに考えて参ります
と、私どもは樂觀はしておりませ
んけれども、この資金を十分に使
うことによりまして、年々一歩々
々向上して、このしような苦しい
状態は抜け出していくという確
信を持っています次第であります。

○淡谷委員 そうしますとこの融資に
よる金は災害融資の肩がわりで
なく、新しい拡大生産の面に使
うてよろしいのだ、こういうお考
えでございます。この前の表で
見ると、農業者所得が十五万
円に對し農外所得が六万三千円
という数字が出ております。おそ
らく開拓者はこれが実態だろうと
思ふ。あなたがおっしゃった通り
で、開拓者だけではやっていけな
いという形になる。私はやはりこ
の融資あるいは補助につきま
しても、これで十分というふうな
基本的な開拓管線の改革は必要
があると思ふ。それと関連いた
しまして北の上北根拠地区の開
拓もファースト・ステップを誤
つたならば、おそろしく古い開
拓者と同じに落ち込むのじゃな
い。この点やはりジャジー種を
大量に入れて、それをもって経
営をもつていこうという基本方
針に對して、相当深い危惧を持
っておりますが、いづれ畜産局
の方がおいでになりましたか。

○村松委員長 芳賀君。

○芳賀委員 この法律案の改正の趣
旨は説明にもありましたが、一つ
は機械化公社による機械開墾地
に對する貸付条件を作ること、
あとは条件緩和といふように解
釈できるわけですが、第一の機
械開墾地区に對する貸付の方法
ですが、これは昨年機械開墾公
法ができたときにもいろいろ問
題になったのですが、開墾方式
として公社がむしろ開墾に準じ
たようにな、そういうシステム
によつての開墾を行つて、そ
うして農地をすみやかに造成
して、そこに開拓者を入植させ
て短期間に生産効率を上げるよ
うなことにすると同時に、開拓
者の経営の安定をはかるとい
ふことがねらいであります。こ
の法律を見ますと機械公社に開
墾を委託する、その開墾料をこ
の融資法の中から借りなければ
ならぬという規定であるといふ
ふうにもとれるのであります。が
、この公社方式といふものは、
どういふように入植者があらか
じめ予定される開墾料をまず調
達しなければならぬという点は
機械開墾は実施に入れないとい
う点は非常に大なる問題だと思
ひますが、この点に對する明確
な御説明をお願いしたい。

○小倉政府委員 機械開墾につ
きましては、御承知の通り面積
も従来と比べてかなり大きく
ございまして、また機械開墾で
ございまして、速度が非常に早
い。従いまして従来の補助だけ
では入植者が自己資金でもって
あとを負担しなければならぬとい
うことになりまして、なかなか
困難な問題になります。従来は
見えておりました。政府資金を
もちまして融資してやる。従
いまして補助金と融資とでも
って機械

開墾作業に要します金額は全部
工面できると、こういう措置に
いたしてございまして、その
措置は今お尋ねの通り、今
回の機械開墾という特殊な
性に基くものでございまして。
○芳賀委員 ですから機械開墾
地区の入植者は、まず第一条件
として公社に支払う開墾料を調
達しなければならぬ入植適格
者にならねといふことになる
のですね。

○小倉政府委員 資金を調達する
と申しますか、入植適格者には
必ず融資をする、こういうも
りであるのであります。○芳賀
委員 そうなると機械開墾の公
法なるものが問題になる。こ
れは機械は世界銀行からの借
入によつて購入する。それから
その事業資金は見返り円資金
特別会計からの借り入れによ
つてやるということになる。も
う一つは、この融資法を通じて
公社が一応貸し付けて、そして
開墾料を入植者から前納させ
るといふような形であるとい
うことになる。そういうことに
なると公社の性格といふものを
われば、少くとも開墾に準じた
ような方式によるもの、とい
うふうな理解を持つてあの法
案の成立を認めなければなら
ない。これは非常に重要な問題
だと思ふ。今後機械開墾公社
の方式といふものは、妥協な
ものであるかどうかという結果
は早晩出て参ると思ふ。す
けれども、今度は必要額を全額
資金融通法によつて貸し付け
ると、これは面積にもよるが、
最高限度どのくらい資金融通
をしてやれば、公社に納めると
ころの開墾料が調達できるか、
その最高限度をどのよう
に予定されているか承りたい。
○小倉政府委員 開墾作業につ
きまして、前払いをするとい
うようなことは考へておらな
いのであります。○芳賀委員
 そういたしますと、農地が
造成されて、それに入植して
から資金融通を受けて、入植
者が自己の責任で支払う開
墾料に對しては、でき上った
農地に入植してから、それ
から逐次融通法による借入れ
を受けて、そして年賦償還で
返済する、そういうことにな
るのですか。返済というより
納入するといふことになる
のですか。

○小倉政府委員 さうござい
ます。○芳賀委員 ここに問
題になるのは、今までの開
拓、入植に對する手段は、開
拓者みづから、未墾地に入植
して、そして開墾は自分の
労力で行つて、そのかわり
国からの一定率の助成金、
補助金等を受けて、それによ
つてある程度生活をさ
えながら農地の造成をやつ
たのですが、今度の場合に
は、国の補助金だけでは足
りない、むしろ開拓者自身
が借入金と、むしろ開拓者
自身が借入金と、むしろ開
拓者自身が借入金と、も
ろもろの資金調達を行な
つて、機械公社に開墾を
してもらつて、機械公社
によつて農地の造成は
すみやかに、入植者の
経済的な負担といふものは、
非常に増大するわけ
でございます。今後機械
開墾公社の方式とい
うものは、妥協なものである
かどうかという結果は
早晩出て参ると思ふ。
すけれども、今度は必要
額を全額資金融通法によ
つて貸し付けると、こ
れは面積にもよるが、
最高限度どのくらい
資金融通をしてやれば、
公社に納めるところの
開墾料が調達できるか、
その最高限度をどの
よう

りまして、前払いをするとい
うようなことは考へておら
ないのであります。○芳賀
委員 そういたしますと、
農地が造成されて、それ
に入植してから、それに
入植してから、それ
から逐次融通法による
借入れを受けて、そ
して年賦償還で返済
する、そういうこと
になるのですか。返済
というより納入する
といふことになるの
ですか。

る、補助金であります、この補助率は従来通りと考へております。自己負担分について融資をするその融資の額でございますが、上北地区につきましては一月当り三十一年度十九万八千、約二十万円でございす。根拠の方は一月当り約十七万と云うことになっております。

○芳賀委員 それ以外に従来規定されたと云うの一号二号三号資金には当然これは貸し付けることにならぬと思ふのです。それからさらに畜牛の導入資金ということになると、總体予想される最高の限度というものは大よそどのくらいになるのですか。

○小倉政府委員 開墾作業費を初め、その他の融資というものを合せて、一月当り上北地区につきましては六十四万円、それから根拠地区につきましては八十二万円ということでありす。

○芳賀委員 それで法律改正の規定にもありますが、一定額を越える部分の貸付条件というものを今度うたてていふのです。一定額というものは今までの、改正案以前の法律の根拠の部分だと思ひますが、それを越えた場合の貸付条件というものは、むしろ金利等においても高率になるわけですか。その一定額までは年三分六厘五毛であります、一定額を越えた場合の年利は五分ということになっております。それで今までの一定額というものは二十二万円程度というように理解してあります、間違ひないですか。

○立川説明員 これは北海道につきましては根拠のような官農規模でありますと二十二万円、上北ですと二十万円でありす。

○芳賀委員 そうすると上北地区において機械開墾地区の最高が六十四万円、根拠八十二万と云うことになると、一定額という分が大体二十万程度ですから、一定額を越える部分と云うのが四十万ないし六十万円ということになる。その越える部分が非常に多額の金額になり、しかも越える部分に對して高率の利子を課さなければならぬという、そういう理由はどこにあるのですか。金額が多くなるならば返済能力がだんだん減殺されるということとが常識として考へられるわけですが、能力がだんだん失われるのに対して利子負担を重くするといふ考へ方、その根拠を示してもらひたい。

○立川説明員 これは従来規模といふものは、根拠の八十二万円の中で基本官農資金二十二万円、開墾作業費の融資十七万円は三分六厘五毛でございます。酸土改良事業費の二万五千円も三分六厘五毛であります。そこで結局大体四十二万円、半分ちよつと上のものは三分六厘五毛の融資であります。残りの部分について五分、二十五年という御指摘であります、これはやはりいろいろ資金源の關係もありました、りいたしまして五分、二十五年といふうにいたしました。これは従来のもので、これは出た分は条件を悪くするといふ考へ方ではございせん、両方の借り入れ資金を總体的に見まして、資金としては初年度八十二万円、条件は三分六厘五毛であります、これは二十年、五分の二十五年、全体の資金の償還計画と片方官農計画とにらみ合せまして、この總体的な官農計画で返していけるという判断の上に立つてこの条件をきめたのであります。はみ出た分を特別に条件を悪くするといふ意

識でこの部分を特別に高くしたといふことではございせん。

○芳賀委員 今のような答弁では十分理解ができません。やはり開拓者に対する措置は、できるだけ低利長期というところは建前になると思ふのです。ですからそういう精神が底流をなす場合においては、やはりこれは一律に三分六厘五毛ということではなくて、きつだと思ふのです。その金利の差といふものは特別に機械開墾地区といふようなところが中心になるとすれば、この開拓者資金融通法の中における資金操作においても、それほど無理はとないと思ふわけですか。さらにはたとえば昨年の国会において農地金融の制度が生まれましたが、この制度においてもこれは年三分、二十年償還という一つの例もある。それに見合つてこの従来の利子率でいくといふことはこれは妥当であるといふふうに考へますので、もう一度この点に對して理論的に、われわれがわかるような、そういう説明をお願いしたい。

○立川説明員 御指摘のように対象が開拓者でありますから、できるだけ低利、長期の資金が供給できれば一番望ましいわけでありす。ただししかしながら、これは幾らでも安ければいいといふことではございせん、かたがた官農発展の状態、償還の可能性といふことを見まして、非常に無理な償還条件を押しつけることは適当ではありませぬけれども、これならば返せといふことでもありましたならば、その範囲内において可能な限りの償還条件を考へるといふことは決して不当なことではなからう、こう考へるのであります。ただいまの五分、二十五年の償

還でありますけれども、五カ年間はすえ置きでありましてその間は無利子でございます。従つて二十五年でありすが、ならしますと平均四分の金利になりまして、四分、二十五年といふことではございすので、一般の政府資金といひまして、非常に高いといふことではないと存じます。この程度ならば十分やつていけるという確信のもとに計画をいたしておりますので、大丈夫であらうか、こう考へるのであります。

○芳賀委員 たとえば現実の問題として第二条の改正点も、これは償還期間を従来五カ年であつたのを八カ年に延ばす、あるいはまた二十八、二十九年度の災害による被害開拓者に對しては別途に資金融通の道を開くといふことになれば、これは現在の開拓者の債務返済能力といふものがだんだん弱まつておるといふことによつて、こういうような法律改正を行おうといふふうにわれわれは考へます。ですからやはり先ほどの問題に對して、そういう見通しがあるとするれば、最初から条件を緩和して、長期資金等に対しても同率に考へるのです。これはあくまでも自信があるといふなら別ですけれども、われわれとしてはこういうことをやつてみても將來また日ならずして条件の緩和をやらなければならぬやうになつておると思ふ、特に機械開墾地区においてはそういう状態がすぐ現われるとわれわれは判断をしておるのです。その点は十分自信があるといふのですか。

○立川説明員 従来のものでございましては政府の基本資金が非常に少かつたのでございす。當時物価も安うござ

いまして、当初は一月当り六万円といふようなことからスタートをいたしました。もちろんそれを今日の物価指数でスライドいたしますと一月当り十七万円ほどになるのでございす、それでやつて参りましたけれども、資金が必ずしも潤沢でないといふ条件のほかにいろいろ条件もありました、現在償還が必ずしも楽な償還をしていない農家が大部分あります。そこでその辺の拡大再生産資金といひまして、今御指摘の家畜資金なり、営農改善資金なりといふものを新しく出すといふことになりましたが、その辺のことを十分従来の経験を取り入れまして、この機械開墾につきましては、当初から相当思い切つた資金を出し、あるいは補助金も確保し、そうして従来の難点でありました開墾面積が伸びない、十年たつても二割ぐらいしか土地を開墾していないといふ農家もあるものであります、それを機械力によりまして三カ年間で一ぺんにやつてしまひ、そして最初から一ぱんにやつてしまひ、そして十分な家畜を置いて、そうして地力を確保していくといふ計画でありますので、ただいまの御指摘の点は私も非常に心配をいたしまして、繰り返し繰り返し検討してみたいのであります、現在の私どもの気持では、大丈夫やれるといふふうに考へております。

○芳賀委員 ただいま管理部長から、ことしはこの特別会計の措置を積極的にしたといふことを言われておりますが、ここで一点御指摘したい点は、ことしの特別会計の資金構成の中で一億七千四百万円です、これは見返り円資金の借り入れをやつておる。なぜこゝういふ余

いまして、当初は一月当り六万円といふようなことからスタートをいたしました。もちろんそれを今日の物価指数でスライドいたしますと一月当り十七万円ほどになるのでございす、それでやつて参りましたけれども、資金が必ずしも潤沢でないといふ条件のほかにいろいろ条件もありました、現在償還が必ずしも楽な償還をしていない農家が大部分あります。そこでその辺の拡大再生産資金といひまして、今御指摘の家畜資金なり、営農改善資金なりといふものを新しく出すといふことになりましたが、その辺のことを十分従来の経験を取り入れまして、この機械開墾につきましては、当初から相当思い切つた資金を出し、あるいは補助金も確保し、そうして従来の難点でありました開墾面積が伸びない、十年たつても二割ぐらいしか土地を開墾していないといふ農家もあるものであります、それを機械力によりまして三カ年間で一ぺんにやつてしまひ、そして十分な家畜を置いて、そうして地力を確保していくといふ計画でありますので、ただいまの御指摘の点は私も非常に心配をいたしまして、繰り返し繰り返し検討してみたいのであります、現在の私どもの気持では、大丈夫やれるといふふうに考へております。

○芳賀委員 ただいま管理部長から、ことしはこの特別会計の措置を積極的にしたといふことを言われておりますが、ここで一点御指摘したい点は、ことしの特別会計の資金構成の中で一億七千四百万円です、これは見返り円資金の借り入れをやつておる。なぜこゝういふ余

○小倉政府委員　開拓者資金融通特別会計の資金源をどこに求めるかということにつきましては、いろいろの方法があるわけでございます。私どももいたしましては、資金源のいかんということよりも、この資金によって融通します条件が第一の問題でございます。そういう条件を、開拓者に適當なものでできますれば、あえて資金源のいかんを問わなくてもいいのではないかと思ひますので、実は格別深く考へてはおりないのであります。御承知の通り機械公団の事業の運営につきましても、ある程度の見返り資金が必要だと思ひますけれども、そういうことをあわせまして、大体機械開墾につきまして余剩農産物の方の特別会計からの資金を繰り入れることにいたしました。それ

し、その他の借入金もできることになつておりますから、私どもといたしましては、先ほども申し上げました通り、開拓官農に支障のないような条件で貸し得る資金源、もしできないければその差額については一般会計から補給してもらふということもできまするし、そういうわけで特にどういふものでもなくぢやならぬというふうには実は考えておらないのでございますが、しかし趣旨といたしましては、長期低利の資金でございますから、資金源もできるだけ安定したところから入れると云うことがもちろん一番好ましいのでございますので、本則といたしましてはそういう趣旨で進んで参りたい、さうに存じておるのであります。

○芳賀委員 次に御質問したい点は、この昭和二十八年及び九年の災害によつて二カ年間連続被害を受けた開拓者に対して新たに資金融通の道を開いておるのですが、これは先ほど同僚の淡谷委員の御質問もありましたが、その場合の答弁は、これは決して災害資金の融通を受けた開拓者に、その災害資金の返済に充当するためにいわゆる肩がわりのために、これを貸し付けるのではないというような説明でありますが、実質はやはりそういうことになるのです。二カ年間連続被害を受けた農家は、これは既存農家の場合でも、連続災害によつて、しかも短期資金の借り入れをしておるといふから、特に今年度等は来年度の償還分が重なってくるわけです。そういう場合においてはとういて返済が不可能であるということになるわけです。ですからそういうことを考慮されて、この連年災害者に対しては新規に資金融通法

る、こういうつもりでおるのでありますが、しかし単純に救済の肩がわりをこれでやって、その資金は中金に返却する、政府の特別会計に借金が残るということでははなはだおもしろくございませんで、いつまでたってもこれは同じことをまた繰り返さなければならぬということになりますので、このの際にこれまでの経営状態を再検討してもらって、積極的な生産設備に資金を投入していくというつもりでおるのであります。

○芳賀委員　そこでお尋ねしたい点は、これは開拓者不振組合の表態にによって明らかになっておるわけですが、平年作のような場合は災害があつた年よりも困る事態がくるのではないかと思ふのです。たとえば災害融資についても、既存農家と開拓者の場合と二本建てで災害資金を流しておるわけですから、その場合に、災害の度合によつてパランスのとれた貸出し方針を行なっているのではないのです。むしろ開拓者の関係は災害の度合よりも高率な融資を行わざるを得ないというのが実態なんです。ですからどこかに災害があつた方が、それに便乗するというわけではないけれども、どの地区かに災害があることによって、それに依存できるといふような実情が東北、北海道等にも現われておるわけです。ですから災害が全然ない、災害融資が借りられないというような年がきて、それから去年のように開拓地帯の農産物の価格が暴落しておるといふようなことになる、開拓地の富農というものは成り立たぬという事態がくるわけです。ですからこの際やはり開拓者に対する融資系統というものをなすだけ一

本に集約するといふような形をとる時期がもう参つておるのではないかと、うらうらにわれわれは判断しておるわけですが、なるだけ長期低利な資金に、そういうものを全部整理して、そうして農業の安定をはかると同時に、償還も可能になるという形をとってやらなければ、いろいろな流れで開拓者に対する資金流通が行われても、これは具体的に返済するといふことは非常に困難になるのではないかと、思ふのですが、これは不振組合の救済とあわせて、局長からもう少し具体的な方策をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○小倉政府委員 開拓者に対する資金の供給の仕方につきましては、御説のようになお検討しなければならぬ部分があると思ひます。政府資金だけでやられた方がどうかという事になりますと、なお問題がございしますが、系統の金融でまかなえる、たとえば通常の経営の資金とそれから相当長期でかつまた低利であることを必要とするようなものにつきまして、ただいま御審議願ひておられますような政府の特別会計による政府資金の供給といったような、二つが結局大筋ではなからうかと思ふのでありますが、問題はやはり災害の場合の融資でございます、これを一般の農家と大体同じような格好で、系統金融にして保証して参つていく、こういうやり方が今後開拓者への災害に対する恒久的制度として果していかどうかということにつきましても、開拓者の災害の保証といふものをいかにするかということとも関連いたしまして、今後の研究問題であるといふふうに私も考えておりまして、早急に検討を進めたい、かよ

うに存じております。

○芳賀委員 次に不振組合の指導とか再編といふことに対する具体的な方策を、もう少し御説明願ひたいと思ひます。

○小倉政府委員 全国の開拓地区につきまして、これまでの実績からいまして、開墾の進展がどの程度上つたか、また土地の生産力がどの程度上つたか、あるいは開拓管農地から上の収入が全体の収入のうちどの程度の割合まで達したかどうかといったような点をにらみ合せまして、全国のいわゆる開拓地について当りまして、その中で今申しましたような諸点を少し数字的にやつたものに照らしまして、開拓地をいわば不振地区として選定いたしまして、その開拓地につきまして県なり農地局から専門の各関係者を派遣いたしまして、どういふふうにすればその不振を解消できるか、振興できるかという診断をいたすのであります。まずその診断のための予算を三十一年度で計上いたしております。この診断によりまして、この地区はいわば先ほどお尋ねの、開拓者資金融通の中の不振地区対策の一環としての融資といふことで大体いける地区と、もっと根本的に建設工事からやり直さなければならぬ、あるいはさらにさかのぼって、土地の配分まで開拓者の実態の調べをしまして、その二種類におのづかの開拓地を分けまして、そして具体的に、どの地区についてはどういう措置をするかといふことを進めていくつもりであります。三十一年度につきましても、先ほど申し上げましたような不振地区の診断とか調査といふもの、若干の建設工事のための経費も予定いたしております。全体の不振地区は約一割く

らいじゃないかと今見当いたしておりますけれども、これは具体的な調査の結果はつきりいたしますので、調査を待ちまして三十二年度に本格的な不振地区対策の経費を要求したい、かように考えておる次第であります。

○芳賀委員 次に、町村合併促進等に伴つて、これは一般農協でもそうであるが、開拓農協等も合併地区内における合併統合等が行われておる。これは望ましいことであるが、それだけでも、その場合に、開拓農協と既存農協と、そういうことを行なつた事例もあるが、併した組合が経営が不振でうまくいかないといふような事例も一方においては出てきておる。そういうことになる、やはり一般農協と開拓農協というようなものは、これはやはり截然と區別をして、開拓者は開拓農協の中において自立できるような経済行為が行われるように、内容を充実する必要があるとも思ふと思ふのですが、そういうことに対する指導方針といふものは、どういふことになっておりますか。

○小倉政府委員 不振開拓農協についての対策につきましては、三十一年度は、わずかでございしますが、予算を新規に要求いたしております。そのやり方につきましては、大体のことを申し上げますと、やはりどうしても専任の職員が実をばしほしいのでございしますが、専任の職員を補助するといふことがなかなかむずかしいと思ひますので、それがにかなう措置といたしまして、農協の指導を現地で十分できる人を長期に駐在いたしまして、農協の立て直しをしてもらふといった意味の予算が中心をなしております。整理統合につきま

しては御承知のように、既存の農協の中に統合するといふような場合が多い場合があり得ると思ひますが、必ずしもそういうことを原則にせず、あまり小さい開拓農協では事業量が不足いたしまして、いかに整備するといつてもむずかしいので、近隣の開拓地と合併して一本にする、あるいはある町を中心にして、その町の周辺にある開拓地だけで一つの開拓農協にする。あるいは先ほど申しました既存の農協に統合するといふような、三つか四つのやり方があると思ひますが、それを現実の開拓地に当りまして、どういふ統合の仕方がよいかといふことを検討した上で、具体的な実情に応じて統合整理をはかりたい、画一的にどうするといふことはいたさないつもりであります。

○芳賀委員 次に、現地において開拓者が、開拓農協にも加入しておるし、それから既存農協にも加入してゐるといふ二重加入といふような事例がある。これは事業が競合しないような場合は二つの農協に加入せざるを得ないといふようなことは、これは決して好ましい状態ではないと思ふのです。たとえばその地域の開拓農協が非常に力がないといふ場合には、それだけに依存できないような実情で、その地域にあるところの既存農協に加入するといふことになりまして、やはり出資の負担とか、いろいろな経済行為上の負担が二重になるといふような場合が非常に多いわけですが、それらにどう対処して、政府としてのどのような指導を今日まで行なつておるのか、あるいは今後こういうような現象が生じた場合においては、どういふふうにしたらいいかといふようなお考えがあれば承わりたい。

○小倉政府委員 既存の農村の農協と開拓地の農協と二重に加入いたしまして、いろいろな経費もかさむ、また開拓者として不便を感じるということはおそらくあることだと思ひますが、私もそれといたしましては、そういう二重加入が当然よろしいといふふうには指導いたしておりません。開拓農協だけで十分開拓者の協同組合に対する必要が満たされるということが望ましいといふふうに思つております。ただお話のように、開拓農協の中には相当不振なものもございします、また事業の面につきましても、既存の農村の農協のように入力に活発になつていないのが多々ございします、やむを得ず開拓農協にも入り既存農協にも入るといふたようなことが実態をなしておるところがあると思ふのであります、今後不振農協につきましては、開拓地についても整備をはかりまして、入植者がいたならなるめんどろなり経済的負担がかからないように、そういう方針で進んで参りたいと思つております。

○芳賀委員 その場合に、両方の組合に加入してゐるといふだけでなくて、両方の組合の役員を兼ねておる、こういう事例もまたあるわけですが、これはやはり組合系の理事とか当業者といふものは相当にあるわけですが、そういう点は、合法であると思ひますけれども、決してそういうことが望ましいことではないといふふうには考へるのです。こういう事例がある場合はどういふふうに対処されますか、伺ひたい。

○小倉政府委員 おそらく一がいにい

い悪いというとは申し上げにくい
と思うのでありますが、開拓農協とし
て一本立ちになかなかない開拓
農協につきましても、やはり既存農
協の援助を受けてやっていたければ
困るというところもございするし、
そういう場合におきましては役員が一
部兼任されておるといのが、相互の
協力態勢なり意思疎通をはかるため
にも便利のようなどもあり得ると思
います。ただ開拓農協をいつまでも弱
体にしていくというように、そのた
めに、そういう兼任が利用されるこ
とでは困りますので、そういうこと
は、むしろ開拓者の中からりっぱな
役員を選んでいただいで、専一に組合
の事業に当たってもらおうというよう
な指導がいいのではないかと思います。

○芳賀委員 最後は農地造成の一つ
の方式として、これはおそろしく今年
の予算にもあると思いますが、自衛隊
を使って、そうして予備自衛官になる
約束をしたものの入植する地域に對し
ては、自衛隊の施設、機械類、そうい
うものを動員して建設作業を行うとい
うことになるようではありますが、こ
れは今の自衛隊の機能をそういう生産
面に動員するということでは決して悪
いことではない。これをやるのであれば、
むしろ今の公園方式でやるよりも経
費も非常に低廉で済むし、入植者の
負担も軽くて済むわけですね。ある
いは借り入れをしなくても農地造成
ができて入植できるかもしれない。
これは小倉局長の構想とありますが、
われわれとしても新しいケースとし
て大いに期待を持てるものでありま
す。それをこしはどの程度にやれる
か。ただ予備自衛官を志願した者に
限ってということに問

題があるのですが、今後未墾地の開
発等をする場合において、自衛隊の機
能を動員して、開拓農協というよう
な方式を打ち出すというようになれ
ば、これは一見非常に好ましいとい
えないにしても、自衛隊が現存して
おる今の場合においては、一つの方
法としてはあるのじゃないかと考
えるのです。これは昨年末ちょっと
局長に質問したのですが、あのとき
ははっきりした御答弁がなかったの
ですけれども、この点に對する具
体的な御説明をお願いします。

○小倉政府委員 昨年末はまだこの
算が政府としてもきまつておりま
せん。これは予備自衛官の入植につ
きましては、三十一年度の予算とい
うことを考へておられます。さし
あたり百二十戸、地区は四カ所でご
さいます。そのための建設工費とい
うのは三千万円ばかりのものを計
上いたしております。そのほか今御
指摘の自衛隊の方からの建設工事
の応援があるわけでございます。三
十一年度といましては、いわば試
験的にやるつもりでございます。その
成果によりまして、将来どうい
うふうにかというところについて
は、なお各方面の御意見も拝聴し
ておられます。

○芳賀委員 自衛隊が協力するとい
うことはちょっと変じなないです
か。自衛隊の維持というのは国の
予算経費でまかなつておるのです。
その連中が協力するとかしないとか
いうことは全然別な問題だと思
います。ただ一つの方法として、
國の一方針のものと未墾地
の開発とか食糧増産とか、災害復
旧の公共事業とか、そういうもの
に動員するといふことは、非常に
効果的なものであるといふことは
あります。ですからこれを一つの
テスト・ケースとして行なつて、
その成果が上るといふことにな
れば、これを一つの土台にして、
今後そういう方式を農地造成等
においても用いる御意思があるか
どうか。これは農林大臣等の意見
も聞く必要があると思ひます。さ
しあたり局長の構想なるものを、
もう少し明らかにしてもらいたい。

○小倉政府委員 将来どうい
う方向でこれを取り上げるかとい
うことは、なお少し検討させてい
ただきたいと思ひます。三十一
年度といましては、とりあへ
ずいまだ試験的に実施して参ら
ない。実施の完全な状況といふ
ことになりまします。これはさ
しあたり後のごときになりま
すけれども、さしあたり状況を
十分参照いたしまして将来の方
針をきめたい、かように存じて
おります。

○芳賀委員 ここで問題になるのは、
何としても予備自衛官が入植する
地域といふことが非常に今後問
題になってくる。そういう前提が
なくして一般の入植地、しかも
機械開墾等をやる、そういう面
積とか条件のある適地に對して、
自衛隊の施設を動員して農地開
発

をやるということであればまた別
ですけれども、前提が、全部が
そうでなくとも、その地域の中
には必ず予備自衛官がおるのだ
といふことになる、これはやは
りかつての屯田兵制度とかい
うような関係がそこら生じて
くる。これは将来そういう方式
で農地開発について、特に予
備自衛官だけに特別の利便を提
供するといふことをやると、こ
れはますます弊害が大きくな
ると思ひます。どうしてその弊
害のないようにするかといふこ
の細心の注意が最初から必要
であると思ひます。われわれと
しては、そういうこと
はすべきでないと思ひます。さ
しあたり予備自衛官が、あ
えてやろうといふ場合にお
いては、そういう弊害が生ず
るにきまつておるのですから、
それをどういふふうにして除
去するかといふ対策を、一つ
示してもらいたい。

○小倉政府委員 お話の予備自衛
官が入植した場合には、一般
の入植者と待遇と申しますか、
入植上その他取り扱ひを變
えるかどうかといふ問題につ
きましては、私どもいたしま
しては、完全に同一条件とい
うことでは、さしあたりそう
いふことで、自衛隊の方との
話も了解がついておる。ま
た向うの方も、特に予備自
衛官だからといってどうい
うふうにか、要望もござい
せん。たとえ将来もって抵
抗するといふたような方針
がとられる場合におきま
しても、予備自衛官につ
いて入植上特別のいい条件
といったようなことは、
実は考へておらないので
あります。

○芳賀委員 それはその地域に必ず
予備自衛官がおるのしょう。全
然予備自衛官のおらない地域に
對して自衛隊

が開墾をやるのではないでし
ょう。全員ではなくとも、その
地域の中には必ず何人かの予
備自衛官が入植するのだとい
うことが前提条件にならな
ければ、自衛隊を動員しない
といふところの問題がある。
今の局長の説明のように、
そういう差別的な条件はない
といふことであるならば、全
然予備自衛官のおらない入
植地に對しても、同様の方式
を適用すべきであると思ひ
ますが、なぜそれをやらない
のですか。

○小倉政府委員 これは自衛隊の活
動分野と申しますか、仕事の
範囲から申しまして、一般
の開拓地についての建設工
事に自衛隊が動員されて仕
事に従事するといふことは、
なかなかむずかしいのでござ
います。ただいまの予備自
衛官が入植地につきまして
建設工事の一部を分担する
といふのは、やはり予備自
衛官がその中の一部でも入
植するといふ関係がござい
まして向うの活動も期待でき
る、こういうことであります
ので、予備自衛官の入植に
関係のないところまで建設
工事を分担してもらつたとい
うことは、自衛隊の性格上と
申しますか、使命の問題にな
るうかと思ひます。私から
その点についてどういふとい
うお返事を申しますか意見
を申し上げることはちよつ
といたしかねるのであります。

○芳賀委員 そういう点は局長わ
かっているのではないですか。
局長の正確な判断でさうい
うふうなあいまいな答弁は
できないはずなんです。予
備自衛官がそこにおるから
自衛隊の機能をそこに動
員しなければならぬとい
う理由が全然生まれてこ
ないと思ひます。たとえ
ばこれが災害復旧の公共
事業等、そういうものを
普遍的にやるというこ

とであれば、これは天災、他動的な災害から国土を守るということであつて、機能を發揮するということは別ですけれども、その地域に予備自衛官があるから、自衛隊の施設をそこに動員してやれるという理由はそこから発見できないのじゃないですか。いかがですか。

○小倉政府委員 予備自衛官が入植するということについては、自衛隊の方も特別の関心がございます。また予備自衛官というのは、予備自衛官としての特別の任務もございまして、そういう意味合いにおきまして、自衛隊が協力する——協力と申しまして、建設工事の一部を分担するというわけでございますが、自衛隊がいろいろ建設方面の活動をする、あるいは演習をするといった、演習的な場面を当該の開拓地について実施する、こういうことでございまして、そこに格別使命が交ったというふうには考えられないように思ふのであります。

○芳賀委員 委員長に申し上げますが、この問題は小倉局長との質疑では明快な答弁を得られませんでした、この点に對しましては、防衛庁長官並びに農林大臣の出席を求めて、今年の予算の中に計上されておられる自衛隊の施設を動員して予備自衛官の入植予定地に對して、この開発の方式あるいは建設工事を行うという点に對しましては、当委員会において十分審議を尽くす必要があると思ひますので、この点に對しましては、委員長において適切なお取り扱いをお願いしたいと思ひます。この点だけを留保して、私のこの資金融通法に関する質疑をこれで終ります。

○村松委員長 留保することを承認いたしまして、次に川俣委員に発言を許します。

○川俣委員 私はこの問題について、四点ほど質問いたしたいのでございまして、一点だけ質問して、あとの三点を明日に留保いたしまして、質疑を進めたいと思ひます。

それは本法の改正でありまして、第七条のところに「又は都道府県農地委員会」を削る。とありますが、何ゆゑに農地委員会を削らなければならないのか、農地委員会は、今農地委員会と読みかえられておるのでありますが、削らなければならない理由を説明願ひたいと思ひます。

○小倉政府委員 ただいまの御指摘の点は、都道府県農地委員会という制度はすでになくなつてございまして、実はとくに整理しておかなければならぬ点だったのでございまして、今回の改正を機に整理をするということとでございまして。

○川俣委員 農地委員会が解消しておるから削つた、こういう答弁ですが、おかしいじゃないですか。農地委員会法によつては、農地委員会を読みかえられておるはずで、農地委員会も削るというのですか。農地委員会がなくなつたけれども、農地委員会になつて残つて、読みかえられておるのです。それでは農地委員会を削る、こうなりますか。なぜ農地委員会を削らなければならないのか。

○小倉政府委員 それは農地委員会といたしましては、都道府県農地委員会というふうになつておりました、都道府県農地委員会の時分には、農地委員会というの

は、その後の農地委員会といったものではないで、行政機関の機能も持つておるのでございまして、その後のものは行政機関という性格はございませぬし、またすでに農地委員会という制度はございませぬので、この際、ついでに申しましては失礼でございまして、整理漏れを整理する、こういうこととでございまして。

○川俣委員 それはおかしい。先般の予算委員会でも、農地委員会は公法人か、あるいは行政機関だということを大臣が答弁しておる。農地委員会という行政機関が農地委員会になつて行政機関として残つておるというのが大臣の答弁です。土地の紛争については、行政機関として農地委員会が存置しておる。そうすると、これはちよつとあなたの方考へておられるけれども、農地委員会の再編成の前ぶれに、先にこれを実質的に否定してかかつておるような形のものには容認しがたい。あなた方は意識的に農地委員会の再編成ということをお頭に考へて削つたのじゃないのですか。なぜ農地委員会としておかないか。農地委員会は、農地の関係におきましては農地委員会と読みかえることになつて、これは生きておる。農地局がいつ団体の再編成に手をつけたのですか。この間通つた予算の中にはまだ農地委員会というものが行政機関として残つておりますよ。どうですか。

○小倉政府委員 この条項の整理ということにつきましては、団体問題はゆめゆめ考へておりませぬ。農地委員会がその後機構が変更しまして、現在は農地委員会になつております。農地委員会でございまして、こういう権限を考へることが実はおかしいのでございまして

し、また農地委員会というのをいつまでも法文に残しておくのは整つておらないのでございまして、整へる、こういう意味でございまして。

○川俣委員 農地委員会というのにはあります。農地委員会は別問題です。農地関係においては農地委員会があることにして、すべての法律ができておる。たとえば土地区画整理法にも入つておる。それはみな農地委員会が農地委員会と読みかえられておる。農地委員会の分だけは行政機関として残つておるはずで、いつ、そう改正したのであるか。行政機関として予算の対象になつておるのを、一体いつ行政機関でないというふうに変更になつたのですか。政務次官はどうですか。大臣は農地委員会は行政機関であるという答弁をしておる。本委員会においては公法人だというふうな答弁をしておる。これが公法人だというのはあるいは農地委員会をさしたのかもしれません。農地委員会は行政機関だという説明を大臣はしておる。ところが性格が変わつたのだというわけですか。大臣の答弁がほんとうですか、あるいは局長の答弁の方がほんとうですか。どっちがほんとうですか。政務次官にお伺ひいたします。

○大石(武)政府委員 具体的なことは農地局長よりお聞き取りを願ひたいのであります。

○川俣委員 農地局長と大臣の意見が違ふから、政務次官に判断してもらいたいと言つておるのです。

○小倉政府委員 大臣のいつの議會のお話がよく存じませんが、現在の農地委員会——現在ございまして農地委員会は市町村農地委員会だけでございまして、それは確かに行政機関としての性格を持つております。その後、農地関係におきましては、農地委員会になりまして、農地委員会は行政機関としての色彩は全く持つておりませぬ。その点について大臣の御説明とおそらく私の今のお答えとは違つておる点はないと思ひます。

○川俣委員 町村農地委員会はもちろんです、農地委員会は農地委員会等に関する法律の中に存置されている。これは十分あつたまでに勉強して、研究しておいでなさい。きょうはおそいからそれだけにしておきます。あなたの方の間に食い違ひがあつてはいかぬから、よく研究しておいでなさい。

次に資料だけ、きょうは質問をもういたしませんから、資料を明日お出し願ひたい。本法の趣旨は償還をするということが基礎になつておるはずでありますから、その償還の基礎になりまする将来の農産物価格の変動をどう見ているか。これは償還の基礎です。償還とは金額ではないのです。償還するに価値ある生産物がなければ償還できないのですから、その農産物の価格は一体安くなつていくのか、高くなつていくのか、その点がわからなければ償還が不可能になつてくる。すなわち農産物の価格の長期変動の見通しの資料、並びに貨幣価値の変動の見通しの資料、並びに二十五年間に起る災害の想定、特に機械開墾地は普通の災害ばかりでなくして、天然条件による冷害等の起りやすい地帯でありますために、特に冷害を含めた災害発生予想、これらを資料としてお出し願ひたい。

○小倉政府委員 できるものはそろえて御提出いたします。

○渋谷委員 畜産局への質問は、おそくなりましたから明日に延ばしますが、さっきのジャージー種の資料の中でなお二、三点追加して請求したいのです。一つはこの脂肪率の点です。脂肪率はホルスタインが三・二、ジャージーは五ということになっておりますが、これはホルスタインでも非常に開きがあると思いますから、両方とも最高、最低の脂肪率を出していただきたい。

それから現在ジャージー種は何頭国内に保留されているか、つまり増殖率を見たい。ですから輸入してから今日に至るまでの死亡率、繁殖率等について、もっと詳しい資料をお願いしたい。

それから立川さんをお願いしたいのは、入植者の訓練の機関として青森県に二カ所指定されておりますが、この二カ所の指導所が現在どんな設備を持っているか、どんな構想であるか、これを資料をお出し願いたい。あなたはここでりっぱに指導されると申されますけれども、その内容をはっきりお願いしたい。

○村松委員長 お聞きの通りの資料の要求がありました。できるだけすみやかに御提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十六分散会

〔参照〕

開拓融資保証法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年三月九日印刷

昭和三十一年三月十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局